

1. 議事日程（第3日目）

（平成20年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成21年9月30日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 議

2、議 題

- (1) 認定第 1 号 平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第11号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
- (3) 認定第12号 平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定について
- (4) 認定第13号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計決算の認定について
- (5) 認定第14号 平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定について

3、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。（9名）

委員	大 下 正 幸	委員	先 川 和 幸
委員	宍 戸 邦 夫	委員	前 川 正 昭
委員	秋 田 雅 朝	委員	青 原 敏 治
委員	金 行 哲 昭	委員	亀 岡 等
委員	塚 本 近		

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（22名）

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
総務企画部長	清 水 盤	会計管理者(兼会計課長)	立 田 昭 男
八千代支所長	藤 本 宏 良	美土里支所長	長 井 敏
高宮支所長	宮 木 雅 之	甲田支所長	深 本 正 博
向原支所長	三 上 信 行	産業振興部長	金 岡 英 雄
産業振興部付(経営管理担当)	可愛川 實知則	地域営農課長	清 水 勝
地域営農課調整監	岩 見 宏	地域営農課営農支援係長	山 口 幸 弘
農産物流通促進室長(兼事業推進係長)	小 田 忠	農林水産課長	箕 越 秀 美

農林水産課主幹(兼農林土木係長)	賀志古	恵	農林水産課林業水産係長	吉原典之
商工観光課長	佐々木	亮	商工観光課商工観光係長	横田清次
農業委員会事務局長	高杉和	義	農業委員会事務局農地係長	高安絹枝

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

議会議務局長	益田博志	次長(兼議事調査係長)	西原裕文
部付(経営管理担当兼総務係長)	上杉浩二	主任	倉田英治



午前10時00分 開議

○青原委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開会いたします。

本日の審査日程はお手元に配付したとおりでございます。

なお、市長は他の公務の都合により、中途からの出席をされる予定になっておりますので、お伝えをしておきます。

認定第1号、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、産業振興分所管の審査を議題といたします。

部長から決算の概要について説明を求めます。

○金岡産業振興部長

おはようございます。座ってご説明をさせていただきます。

産業振興部に係る平成20年度決算概要についてご説明をさせていただきます。

産業振興部は農業委員会及び農林水産課、地域営農課、農産物流通促進室、土地改良区、商工観光課の業務を所管をしております。主要施策に関する報告書では、116ページから152ページでございます。

それでは、農業委員会並びに各課ごとに主な事業内容をご説明をさせていただきます。

まず、116ページの農業委員会関係では、農地法許可関係業務及び利用権設定等促進事業など、4事業を行い、決算額としましては1,626万418円でございます。118ページの地域営農課及び農産物流通促進室関係では、中山間地域等直接払い事業を初めとする地域営農、農業振興、農地保全対策並びに畜産振興事業など11の事業を実施し、決算額としましては4億6,088万848円でございます。

次に、132ページからの農林水産課関係では、地籍調査、圃場整理、農道整備等、農村整備関係事業、あるいはひろしまの森づくり事業や分収造林事業などの林業振興事業、また、有害鳥獣対策事業、小規模崩壊地復旧事業並びに水産振興事業など21の事業で、決算額としましては5億391万6,372円でございます。

次に、商工観光課では、商工振興事業として商工会への助成やプレミアム振興券発行助成並びに姉妹都市等交流事業や観光振興事業など、5つの事業を実施し、決算額としましては8,477万9,076円でございます。

それから、歳入につきましては、基盤整備等の農林水産事業費分担金1,199万余のほか、中山間地域等直接払い事業などに対する農林水産事業費農林水産事業費県補助金3億6,649万円余となっているのが主なものでございます。

以上で概要を終わらせていただきます。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

亀岡委員。

○亀岡委員　まず、農業委員会関係のことでお尋ねをいたしますが、事業の実施内容、農地法申請事務等から始まって、農地改良届け事務等にいろいろ事業を進めておられますが、これらを通して本市の農地関係を主として、本市の農業の将来展望というか、非常に先行き安芸高田市の農業も困難な状況にあるんでありますが、そこらについても市制の面からの将来展望をどのようにお考えなのか、概略で言われますので、所見を伺いたいと思います。

○青原委員長　ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

金岡産業振興部長。

○金岡産業振興部長　ただいまのご質問でございますが、非常に農業施策を全般にわたる大きな課題ということでご提示をいただいたようにとらまえておりますが、いわゆる農地を守るという立場で耕作放棄地等の調査等を行った中で、やはり大きな課題としましては、高齢者が非常に多くなっておられるということで、地域農業を推進していく上、今中心になっていただいております農業者の方々の労働力が年々高齢化しているという大きな課題でございます。

それともう一つは、やはり、耕作地が非常に小さいという中で、いわゆる兼業農家が非常に大きいと、そこらについてこれまで農業施策、国も含めて市もいろいろ取り組みをしてきておりますが、現在行っておりますいわゆる中山間地域とか、担い手育成、そういう一定の地域のいわゆる地域営農、集団的なものなども含めながら、これらに当たっていく必要があるかというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、非常に小規模農家、いわゆる5反以下の農家が非常に農地が多いございますので、これらの集約については、現在担当の地域営農課等を中心に地域へ、いわゆる集落営農、なかなか法人化ということについては非常に条件的にも取り組みが厳しいというようなこともありますが、少なくとも地域営農、集落営農の方向へ持って行って、地域で一体となって農地を守るという立場からも考えていただきたいという思いで、今後の取り組み方、または、新しい政権になりましてもそういう方向での方向性は一定づけられて、一定の方向はされるんじゃないかというふうに考えております。あんまり具体的でなく、的を少し得てないと思いますが、大体そういうような思いでございます。

○青原委員長　よろしいですか。ほかに。

秋田委員。

○秋田委員　成果に関する説明書の117ページの、農家相談事業についてお伺いいたします。

ここで、総括として実施内容とか相談内容等を提示していただいております。また、ここで相談件数に対する問題解決率が57%というふうに示してあるんですが、この部分について、相談内容が提示してありますが、そういった中でどういった部分が未解決なのかをお伺いしたいと思います。

- 青原委員長 答弁を求めます。
高杉事務局長。
- 高杉農林委員会事務局長 偶数月々に各支所を中心にこの農家相談をしております。ご承知いただきますように、件数そのものにつきましては、毎年少なくなっていくって、結果としては2回に1回ぐらいの割合で相談があるというふうなことでございます。
- ここでの相談内容等の問題解決率でございますが、やはり耕作を続けていくのが非常に困難な方に対して、新たにそこを耕作していただくとか、その土地を管理していただく方を見つけるということが非常に難しい状況にあるということでございます。そういうふうなことが問題解決率が低い状況になっておると考えております。以上です。
- 青原委員長 秋田委員。
- 秋田委員 そういったことを踏まえて、今後の対応、対策等はどのように考えておられるんかを伺いたと思います。
- 青原委員長 答弁を求めます。
高杉事務局長。
- 高杉農林委員会事務局長 やはり農地につきましては、先ほど部長のほうで申しましたように、地域でやっぱり守っていくという視点が大事になっていこうと思います。その中において、担い手等を含めて農地を引き続き耕作していただくような形に持っていきたいと考えております。特に中山間地域の事業でございますとかそういうものを利用しながら、活用しながらそういう部分についての解決を図っていきたいと考えております。以上です。
- 青原委員長 ほかに質疑は。
- 亀岡委員 亀岡委員。
- 亀岡委員 主要施策とその成果についての分で、次のページ118ページに移りたいと思いますが、ここで、中山間地域等直接支払い事業に関係して上げておられます。成果及び今後の課題の中で、この支払い事業として集落営農の確立や担い手育成に向けた取り組みが進展していることはうかがえると。こうした集落活動をさらに充実させ体制整備への移行を促進することにより、集落営農の確立に向けた支援を行う必要があると、このように言っておられます。まさにそのとおりであります。市の農業施策を進める立場から、この支払い事業との関係でこの支援を行う必要があるというのは、具体的にはどのようなことが考えられているのか、そういう点をお聞かせいただきたいと思っております。
- 青原委員長 清水地域営農課長。
- 清水地域営農課長 中山間地域の直接支払い事業についてのご質問ですが、そこに成果及び今後の課題に今朗読いただきましたように、市内の204協定の中で10割単価について73協定が結ばれておることです。10割協定についてはご存じのように、1期の対策で今までの単価よりも同じ単価で10割単価、通常単価の8割水準の交付要件というのが8割単価というふうに2期では区分されております。10割単価の73協定というのは36.6%に及ん

であるということで、この通常単価の交付要件ということは通常の農地を守る必須条件に加えて、その地域の担い手の育成であったり、集落営農の組織化であったり、担い手の集積化というふうな要件を5年間のうちに達成をしますよという要件のもとに10割単価を交付するような内容になっております。したがって、1期対策を通じて2期対策に入って、安芸高田市内のそういった各集落では、より集落の将来をにらんで話し合いが進んでおるといふふうに我々としては受けとめをしております。

そういう意味で、先ほどのご質問の内容に移るわけですが。市の行政とすればそこらあたりをせっかく1期対策、2期対策と続いてきて、集落内でのそういった集落営農への話し合いが活発化されておるといふことをとらえて、先ほど部長が申しましたように、法人化というのは最終的な形態だと思いますが、個人で農地を守るのには限界があるということがありますので、その部分を集落全体で話し合いによって、将来にわたって農地を守っていく方策を考えていくということに対して、市として支援が必要だろうということを考えております。その点では、機械に対する支援であったり、話し合い活動に対する意見とか、市、JA等も含めて、農業委員会等も含めて各集落に入って、そういう集落での話し合いの積極的な誘導をしていくというふうなことを今までやってきたわけですが、今後ともそういうことを継続して、安芸高田市内の農地が荒廃しないように、あるいは近い将来の高齢化であったり、担い手不足ということもにらんで、早目に集落での営農ができる体制を考えていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 金行委員。

○金行委員 ページは119ページから営農支援事業費の分で、認定農業者機械設備支援事業を新規事業で300万でやっとなんですが、この担い手育成のための効果言うんですか、成果はどういうものであったか1点お聞きします。

それとブランド米の戦略展開事業で、安芸高田市のブランド米の売れる米づくりという推進の分でやっぱり300万の事業費を出しておりますが、その成果はどういうもんがあったか。

最後3点目に、野菜で保冷庫事業いうのを600万円でアグリフーズの安定供給のためにやっていますが、その3点の経過をお聞きします。

○青原委員長 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 1点目の、300万円の予算でありました担い手育成の機械整備等の支援事業でございますが、これについては担い手等が農業資金を借り入れてそういった機械設備を装備された部分に対して、市の単独費として支援をさせてもらったものでございます。3件の申請がありまして、かなり担い手にとっては、資金を借り入れて新規更新の機械整備をするということについては、かなりの負担がございますので、そういった意味では単独の市の支援金というのは、非常に支援を今後受けられた農家等の聞

き取り調査をした中では、非常に効果があったというふうにお聞きをしておるところでございます。

今後、こういったことも含めて、先ほど申しましたように、集落でのそういった担い手の位置づけであったり、集落営農組織の位置づけであったり、そういうところに重点をおいた分を強化する必要があるんだろうというふうにご考えておるところです。以上でございます。

○青原委員長 続いて、答弁を求めます。

農産物流通促進室長、小田忠君。

○小田農産物流通促進室長（農業振興部長） それでは、まず123ページのブランド米戦略の展開事業でございます。

これにつきましては、2分の1の補助ということで300万を助成をしておりますけども、このブランド米戦略につきましては、安芸高田市産のあきろまんにつきまして、これをブランド化を図る。それによって、市場価値または市場での安芸高田市産のあきろまんの周知を徹底するという形の中で、販売拡大を戦略的に行うという取り組みに向けての補助ということでございます。このブランド化の事業の内容につきましては、まず、このブランド名をどのような形で取り組むかということで三矢御膳という名前を設定をいたしました。それに向けてのロゴデザインの作成費用、またはポスター、チラシ、パンフレットの費用、さらには販売をするための袋、三矢御膳という袋をそれぞれつくっておりますけども、それらの作成費用等が主なものでございます。実際このものについては産直のほうで展示用のアクリル等の容器を設定をしながら、精米機も設置をし、産直でのこのあきろまん、三矢御膳の販売を現在行っているということで、徐々にこの三矢御膳という名前、あきろまんの周知というのが徐々に図られていくものと考えております。

次に、124ページの下段でご質問の野菜保冷库整備事業でございます。この野菜保冷库の整備事業につきましては、アグリフーズでの供給の安定化を図るためにこれを支援をしたものでございまして、これも補助率は2分の1で、JA北部の事業主体のほうに補助をしたものでございます。

この事業の内容につきましては、プレハブ予冷库、これが37坪余りの規模でございますけども、このプレハブ予冷库の設置で付随をして、パレット、コンテナ等を整備をしたものでございます。主にバレイショであるとかタマネギまたは青ネギ等をそこで一時保管をしながら安定的にアグリへの供給体制を図っていくということで取り組みを行ったものでございます。以上でございます。

○青原委員長 金行議員。

○金行委員 こういった補助等々の多角的な市の市民税をしとるんですけど、この認定者支援事業はなかなか効果があったということで、これは3件あったということですが、これは300万円のあれですが、これでいかったんか、将来的にもっとふやさないけんのかいうのを1点。

それから、今の野菜保冷库の分ですよね、ジャガイモ、タマネギ、ネギ等々やってるのはよろしいんですが、それに伴っての農家の販売拡大

になったかどうか、そこらをどう把握されておられるのか、その2点お聞きします。

○青原委員長 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 認定農業者機械施設の支援事業でございますが、先ほども説明申し上げましたように、県の農業経営改善資金、要するに農業改良資金のほうを貸し付けを受けて整備をされるというものが、調査の結果、年間3件から5件ぐらいの規模だということがありましたもんですから、それに対して3件余りを必要だろうということで予算化をさせていただきました。今後とも、こういった資金を借りられての機械とか施設の整備というのは、今後更新される場合には有効な手段だろうというふうに思いますので、でき得れば予算の要望にこたえられる体制を市としても今後考えていくような必要があろうとは思っておりますのでございます。実際的に、年間3件から5件ぐらいの資金の需要ということがベースにあるということでございます。以上でございます。

○青原委員長 続いて答弁を求めます。

小田農産物流通促進室長。

○小田農産物流通促進室長 きのこ きのこ きのこ
この野菜保冷庫の整備によってどのような成果が出たかということのご質問でございます。

これは、20年度に設置をしたものでございます。現在その取り組みを進めてる最中でございますけれども、市内産の農産物というのをできるだけアグリ等へ供給をするということを目途にしております。これにつきましては、JA北部等との十分な連携を取りながら、この野菜保冷庫が有効な一つの手段として利用できるようにということで、これは十分な活用ができるように連携を持ちながら取り組んでまいりたいと考えております。

○青原委員長 続いて、質疑は。

亀岡委員。

○亀岡委員 ちょっと支援事業のところでも落としましたんですが、この最近といいますか近年ですね。今日の農業情勢の中で、法人育成ということが盛んに言われてるんですね。本市においても、ここに上がっておりますように、今は法人もいろいろできつつありますし、それなりの成果をできたところは上げておられると。特に、補助金交付等を見ますと、そういう面では法人としての有効な取り組みをされてるのかなと思っておりますが、この法人がなかなか法人組織ができない理由ですね、つくるつくりはそれぞれの農家の意向任せというんでなしに、法人育成の奨励が行われながらなかなかできていかないという理由にはさまざまあると思うんですが、どのようにそこらは考えておられるのか、その点をお伺いします。

それからもう一つ、この施策と成果の面では123ページにありますアグリフーズ、融資利子の補給事業がありますが、アグリフーズについては、どうも現在かなり赤字経営になつとる、赤字が出ているという話も

伝わってきます。なかなか、当初から農業関係の事業というのはそう簡単に利益がどんどん出てくるものではないということはわかりますが、ここらの主要な原因といいますか、そういったことはどうなのかと。また今後、それらについての克服策というか、そういった面ではどのようなことがあるのか、どうすればいいのかといったような点についてお伺いします。

○青原委員長 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 法人育成の難しさについてのご質問だというふうに思います。

確かに、安芸高田市に集落型農業法人が8つ設立をされておりますが、まだそうはいっても8つの法人も設立してまだ日が浅いと、経験が浅いということもございます。そういう意味も含めまして、難しさということ現場でいろいろ話をさせていただく中で、自分なりに感じるところは何点かあるというふうに思います。

一つは、自分が元気なうちは、体がもつうちはまだまだやっぱり自分の農地は自分で守りたいと、先祖伝来から受け継いだ農地を、やはり自分の代が元気なうちはまだまだやっていたいということが、随分と強いというふうに思います。それから、機械の更新時期ということもございます。大体、個人の機械を10年ないし15年ぐらい使われるわけですが、その更新時期がその集落内で点々ばらばらということもございまして、法人化にするということは、そこらをすべて共同利用の機械に転換をするということもございまして、そういった集落内での取りまとめの難しさというのを感じます。加えて、その集落内での話し合いの中では、やはりそこを取りまとめる人材ということも、非常に大きな要素になってまいります。県、JA、市も含めて、その人材育成ということについては、さまざまな先進地の視察であったり、そういう人材育成の講座等を開催させていただいておりますが、なかなか思うように人材育成も進んでないというのも現実でございます。一番身近に、安芸高田市内に8つの集落型の生産農業法人があるわけですから、設置をされて短いといえどもそういった市内の先進地が身近にあるということもございまして、今後は、そういった先進事例のよい点等をPRさせていただきながら、地道に集落での話し合いについて、関係機関と連携をしながらそういったPR等について、今後とも努めていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 続いて、小田農産物流通促進室長。

○小田農産物流通促進室長(農業振興課長) アグリフーズの現状並びに今後の取り組みについてということのご質問でございました。

アグリフーズにつきましては、現在、社会全体もそうでございますけれども、食品業界そのものの厳しい経営環境というのがあるという中で、平成20年度この売り上げ等につきましては、8億2,000万余りの売り上げがございました。その中で、当期の純利益につきましては5,800万円の

赤字ということになっております。19年度に比べて約2,000万余りの赤字幅を圧縮しておりますけれども、連続の赤字という形となっているのが現状でございます。

これの要因ということでございますけれども、新規の取引先への販売というのが徐々にこれが効果をあらわしておりますけれども、今までの得意先等が廃業になったと、取引量を削減をしたという状況の中で前年比900万の増収にとどまったということが一つの大きな原因として考えております。アグリでの市内産米、特に米の使用量につきましては、約1,200トン余りの大きな量がここで使用されている、供給がされているということで、市内のそして農産物の大きな供給先にもなっております。雇用につきましても55人という形の中で、市内の社員が約44名の方がここで雇用を受けているということが現状でございます。

こうした状況を受けて、今後の取り組みということでございますけれども、今年度の21年度の売り上げ目標については、約9億をひとつ目指すということで、単年の黒字化を目指すということが掲げられております。ことしの状況を見てみますと、4月から9月までの経営状況を伺ってみますと、現状では黒字経営に転換をしているということをお伺いしております。対前年比を見ますと15%の伸びという形の中で、経営のほうは若干改善をされているということがございます。中でも、炊飯の売り上げが前年に比べて50%余り大きく伸びているというのが、大きな要因となっております。

これの要因とする、どこで主にこれを消費しているかというのは、マツダスタジアムでの新しくそうした販売が始まったということ。さらには、県庁の地下食堂にもはいることができた。さらには、大手の回転ずしチェーン等での新規の取引、そうした取引先が拡大をされたということで、この炊飯米の出荷が増加を見たものでございます。規模は大きくありませんけれども、甲田町の援農甲立ファームと連携をしながら、農商工連携の認定を受けて、健康五色粥を発売をしたり、さらには介護食の販売も予定をするという形を含めながら、徐々にそうした経営内容というものも広げていくという取り組みが現在進められております。

来年度、21年度の米の消費の一つの目標、予定でございますけれども、20年度が約1,200トン余りでございましたが、これを21年度につきましては1,400トンに伸ばそうということで、その計画を進めております。そうした、市内の農産物の利用拡大が十分に図れる、またはそれが供給できる体制というものを行政またはJA広島北部と緊密な連携を取りながら、このアグリの運営、経営等の支援をしてみたいと考えております。以上でございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 今、赤字の原因と伺いますか、そういったことは、努力をされて改善の方向に向かっているということで、一層そういった点が進展するように願うわけではありますが。ご承知のように、このアグリフーズの事業に

については、いわゆる農業振興の視点からも、この事業は取り組まれてきたという市側の立場もあるわけですし、当然のことを言ってるんですが、特に、野菜関係の供給という点で、やはり単にそこへ供給量が少ないというんでなくて、安芸高田市全体の農業生産体制と申しますか、そういうことが非常に衰退しとるといえることがあると思うんですね。このアグリフーズに供給できる品目というのは、相当数もありますが、本市の気候風土の条件の中で、可能な生産品目、品種ですね、そういったことでの指導というか、農家への働きかけがいま一つ弱いんじゃないかというように思いもするわけですが、そこらの点はどのようにお考えでしょうか。

○青原委員長 小田農産物流通促進室長。

○小田農産物流通促進室長 委員ご指摘のように、農業政策体制そのものが担い手が高齢化していく中で、徐々に弱体化をしていく。そうした中で、安定的な供給体制、生産体制というのをどのような形で維持拡大をしていくかということのご質問でございますけども、これは、非常に大きな課題としてとらえております。この担い手の確保等につきましては、やはり新たな担い手ということもございまして、担い手の掘り起こしということも十分必要ではないかと思っております。さらには、そうした担い手のグループ化なり、または、集団化ということも今後取り組んでいかなければならないと考えております。

さらに、品種の選定ということもございまして、委員ご指摘のように、この安芸高田市でのそうした生産体制については、やはり面的な部分で大規模に大きな面積でそれを機械化によって供給できる体制が整うかということであれば、なかなか大産地に比べて不利な条件、中山間地域での不利な要件というのがございまして、ですけれども、安芸高田市でのその取り組みというのが、何ができるかという視点で、もう少し大産地と協業できる品目、または安芸高田市でのそれが供給できる品目というのを、JA安芸、広島北部等との十分な連携等を取りながら、そのところは絞り込みをしながら、その生産または出荷体制というのを構築していく必要があると、これは認識をしておるところでございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 今、生産体制を進めるということの中で、今度、学校給食の地産地消の関係で生産物をどれだけ供給できるのかというのが大きな課題なんですけども、そこらもありますので、今課長さんが言われるようなことでひとつ具体的に農家に働きかける、確かにJAをとというのは常に言われますが、なかなか農協のほうも具体的には簡単に物事を実現をしていくというのは難しいんじゃないか。行政の側と一体となってやっていくというのは、農協にも方針あります。しかし、具体的に農家にだれが一体何をどうつくってくれるのかというのは、本当にこうした面で必要だと思うんですね。そこまで農家に、一戸一戸の農家と申しますか、一人一人の農業者に当たっていきなりやり方、これをぜひとも農協と行政が一緒になって、

本当に具体的に進めていただきたい。そこら辺についての、平生からもいろいろそういったことはお尋ねしているわけですが、もう一度この決算を通じたお考えといたしますか、決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。

藤川副市長。

○藤川副市長 亀岡議員さん、いつも農業問題ご質問で、明快な答弁は毎度よう申し上げておらないのが実情ですが。

今の状況の中で、国、県はいつも言うておりますように、担い手、要するに認定農家とか大型農家ですね、法人化の育成を徹底的にして、そういった集落営農組織を育成しなさいと。そういった経営対策の大きな転換をしとるのは間違いないわけでございます。その中で、いろいろな国内外の競争間にいろいろな問題が壁にぶつかっておるのも事実でございます、これじゃいう施策がない安芸高田市において、歯どめがかからんいうのも本音だろうと思います。そういった中で、安芸高田市の中山間地に高齢化なり、後継者不足ですね、その中で市としての施策、行動計画というのを見直していく必要も当然あるわけで、地域の実態にあった支援が必要ではないかと思うわけでございます。その中で、やはり行政のみでそういった生産者農家の働きかけというのも限界がございまして、いつもお話しておりますように、広島北部農協と力強い連携の中で取り組んでいかないと、なかなかその生産販売といったルートに乗らないというのが実態だろうと思います。そういった中で、当然地域、部課長が言うておりますように、集落営農の組織をつくってください。その中でリーダーの育成を当然二、三人がリーダーがおらないと実態はなかなかうまく行っていないのが実情でございます、そういった話し合い活動の中で、それぞれの役割分担をしていただいておりますのが実情でございます。

その中で、安芸高田市は先ほどから出ておりますように、米の4分の1の約1,300から1,400トンがアグリフーズのほうで、販売を担保されております。それと、消費者ニーズに沿ったようなあきろまんのほうへの特化の生産拡大も現在進んでおるところでございます、問題はご指摘がございまして、野菜、そういった生産振興の部類だろうと思いますが、生産者意欲を拡大するためには、そのための信頼関係等をどうすればいいかということになるわけですが、ご案内のとおり、広島北部農協さんは、21年度から第二次の中期営農計画を確立されまして、米、野菜産直から畜産を含めて50億円作戦を展開されておるわけでございます。そういった中と連携を取りながら、以前も申し上げましたように、そういった農業振興の連携協議会というのを設立をして、いろんな具体的な話し合いをしておるのも事実でございます、議員さんご指摘のように、地産地消の協議会をつくったらどうかということでございましたが、先般、市内部局でのそういった専門部職のチームも立ち上げておるところでござ

ざいます。一步一步着実に現状を打破しながら行くということに、ぱつというような花は咲きませんが、そういったように地道に話をしながら、生産者拡大に持っていきたいというのが今の実情でございまして、そういった中で、将来の給食センター等、皆見据えて、どうしても地産地消、消費もでございますが、この地消の消も生かすと、そういった地消、2種類の地消ですね、消化も生かしながらもやるといったようなことを、協議をさせてもらいながらいっておるのが実情でございまして、アグリフーズのほうも経営分析の中で大半が広島駅弁のほうで販売をさせていただいております。取引価格も若干高く仕入れるようお願いしたりして、この21年度は何とか黒字経営に持っていくように、今努力をしておるところでございます。やはり、軌道に乗るといえるのは、どうしても二、三年かかると、私はお話の中から伺っております。それと、特にいい関係というのが、地元農産品を活用した付加価値をつけた、先ほど小田課長が申しあげましたように、介護食品の開発等を大学の先生と協力しながら、援農ファーム甲田ですとかと市内のですね、そういったものと協力しながら安心・安全の食をつくって今後の高齢化社会に向けて開発していくと、一步一步そういったものも進めていっていただいておりますので、急速な展開とはなりません、それぞれを協議お願いしながら、一步一步進めていきたいと思っております。その中での、各部署への農業支援でございますので、単純に機械導入の支援というんでなくして、もうちょっと角度を変えた支援も入れながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

塚本委員。

○塚本委員 ただいま亀岡議員さんの質問で、地産地消ということで副市長のほうから話がありましたけれども、この地産地消、今後の安芸高田市の給食センター等を踏まえたときに、すべてのものが地産地消は当然できないわけです。それを考えたときに、例えばJA北部農協へ働きかけ、あるいはJAグループへ働きかけていただいて、今安芸高田市の特産であるブロッコリーであったりアスパラであったりネギであったりと、そういう主要作物を、例えばJAグループを通じて広島県内全体で地産地消を図ると。例えば庄原の奥のほうへ行けば大根があるとか白菜があるとか、そういう品目別にそれぞれの市においてそういう基幹農産物というのはあると思うんです。そういうところの連携をまず考えていかないと安芸高田市の中での、たとえ北部農協であったにしても、すべての量を賄うというのは非常に難しいんじゃないか。そこらの連携を今後とるような政策的なものが私ぜひとも必要なんじゃないか思うんですが、そのことについてそういうことが考えられるかどうか、ちょっと1点聞きたいのと。

それと、121ページの営農支援のことなんですが、特に下段のほうへ書いてある121ページの書いてある文言なんですけれども。この取り組みを進めるためには支援が必要であるという結びにしてありますけれど

も、そこらのところの具体的にどういうことができるのかなという現実を、もし具体的にあればお話をいただきたいというふうに思います。

それと、128ページのこの件については、いろいろ今まで経緯は聞いておりますけれども、八千代町の四季の里の施設、農園も含めたそこらがどのように今なつとるのか、その現状。

それともう1点、同じく128ページの保全事業の有害鳥獣の関係。まだまだこの対策というのは、今後も出てこうと思うんですけれども、これといった対策というのは、非常にないわけですけれども、事業推進をしていく上においては、やっぱり集落単位で取り組まなくてはならない状況、もうそれしかないと思うんです。そこらのところの対策を今後どのように考えておられるのか、4点ほどお伺いをいたします。

○青原委員長 答弁を求めます。

小田農産物流通促進室長。

○小田農産物流通促進室長(兼事務室長) まず1点目でございます、地産地消とどのようなとらえで今後どのような形で取り組んでいくのかということのご質問でございます。

まずは、今後学校給食等が始まってまいります。そうした中でも、地域のものを地域で調理するという取り組みというのが大きな原則ではございますけれども、やはり、この市域の中ですべてが供給できるということにはならないというのが現状でもございます。そうした意味では、まずは、この安芸高田市内の農産物をまず使いながら、さらにはJA北部の管内、または県の北部管内を広げながら、県全体の広島県の農産物を使うというような形で、徐々にこの地産地消というものの枠を広げながら、地域のものを地域でという取り組みを進めていくということが必要である。そのためには、産地間またはそれぞれの組織団体との連携というのが十分必要ではないかということは考えております。当然、ブロッコリーであるとか、アスパラであるとかそういった一つのブランド力を高めるということであれば、北部地域のブロッコリーなり、北部地域のアスパラっていう一つの市場の信頼度、信頼性、安定供給、生産体制を整えながら、そういったところを整えていく必要があるかと思っております。それによって、北部地域等の、または県全体の連携を取りながら、この一つの品目に対する市場価値というのを高めていくというブランド化の戦略というの、地産地消に合わせてこれを進めていく必要があるのではないかと、こう考えております。こうした意味で、まずは市域、この安芸高田市内の農産物の供給体制、生産体制いつもより強化をしながら、近隣等との連携を図りながらこの供給体制というのを整えていく市場価値、または信頼度を高めていく取り組みを今後進めてまいりたいと、こう考えております。以上でございます。

○青原委員長 続いて、答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 まず1点目の、集落営農集団の機械導入、施設整備補助事業の関係ですが、この事業につきましては、集落内の農業者の3分の2以上の

同意によって策定された集落営農計画というのが必要になってまいります。そういった要件の中で、20年度は13件の支援を行わせていただきました。トラクターであったり、コンバインであったり、集落で使用される大型農業機械について支援をさせていただいたものでございます。

成果及び今後の課題の中で、ご指摘をいただきましたように、なかなか先ほどありますように、集落の将来計画というのを樹立するのに非常にそれぞれの集落苦勞をされとるのが現状でございますし、そこにありますように、3ヘクタール以上の農業者は安芸高田市内で98戸でございます。これは、市内の水田面積の25%ということでございます。まだまだ個別の農業者が75%を占めるといふような現状もございます。先ほども副市長のほうからありましたように、単純な機械支援だけでなく、今後については、そういった角度を変えた部分での支援を検討する必要があるというふうに考えておりました。今後早急に、そこらの中身について部内からも含めて議論をしてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の、128ページの八千代のふるさと農園の現状でございます。

これにつきましては、八千代のふるさと農園を管理運営をしておりました法人が崩壊をしたということで、20年の9月から安芸高田市の直営ということで、現在市のほうで管理をさせていただいております。直営でございますので、補正でもありましたように、イチゴについては作付もされてないし、ブドウについてはまだまだ一番収穫ができる時期でございますので、直営のほうで今まで経験がいただいた皆さんにご協力をいただいて、ブドウについては、現在市のほうで管理をさせていただいておることになっております。

今後、新たな運営者を探すという意味で、今まで経営されておりました法人については、現在弁護士さんあるいは裁判所のほうにご相談申し上げて、破産解体をするという、今手続を進めておるところでございます。

それから、有害鳥獣の関係でございますが、地域営農課のほうは主に鳥獣害防護さくの支援をさせていただいております。年々、この有害鳥獣の被害については、要望もたくさん出てまいりますし、それだけ地域においては、イノシシ、シカの鳥獣害の被害が大変だということだろうというふうに思います。単市も含めて、本年度から向こう3年間国のほうで新たな事業を展開するということになっております。21年度については、今月いっぱいということで現在、取りまとめを急いでおりますが、かなりの数の地域からこの事業についての要望、問い合わせ等が参っております。そこら、国の補助事業、単市の補助事業を含めて、今後できるだけ被害が拡大しないように、防護さく等の設置について支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 箕越農林水産課長。

○箕越農林水産課長 有害鳥獣に関連しまして、農林水産課の対応をひとつご説明をさせていただきたいと思います。

140ページも述べておりますけれども、年々農家等からの捕獲要請が参っております。それにつきましては、各町、旧町単位での6班に対しまして、捕獲班に対しまして、適宜出動をお願いしているというのが現状でございます。

また、そう言われましても、鳥獣捕獲につきましては限度もございまして、それぞれお仕事を持っていたきながらの捕獲業務でございまして、今後も鳥獣捕獲にあわせて地域営農課と、先ほども話がございましたように、連携を取りながらということでございます。

また新たに、捕獲班の高齢化に伴いまして、若返りを図るということで、若い方に少しでも狩猟者資格を登録していただくという機会をとらまえていただいて、少しでも後継者の育成につながればということで、現在、狩猟資格等に必要な経費等について一部助成をとということも検討をさせていただいております。これにつきましては、他市町の状況も聞きながら来年に向けて、予算化に向けて検討をしていきたいというふうに思います。

ちなみに、高齢化と申しましたけれども、平均年齢は62.9歳ということでございますけれども、最高年齢が80歳、一番若い方で30歳ということで、率からいえば高齢者の方が多いということでございますので、できればこういった助成制度もできればというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 塚本委員。

○塚本委員 ちょっと先ほどの、さくの128ページの件ですけれども、集落単位で取り組む場合は2分の1という上限100万円ということが書いてありますが、集落によっては大きい集落もあれば小さい集落もあるんですよね。そこらのところはどのように判断をされてやっとなされるのか。例えば、事業費によって分けるのか、この文面のように、集落落単位でもう20戸集落も50戸の集落も半分やというような形なんか、当然地理的な条件もありますし、そこらのところをどのように調整されとるのかということと。

有害鳥獣、箕越課長のほうからありましたけれども、有害鳥獣ということになると、当然駆除班という形になるんですよね。年間を通じてその活動をするにすれば、駆除班ということなんですけれども、駆除班というのは各町で人数が決まるとるわけなんですよね。それは、狩猟法いうか、そういうの中で決められとるんだらう思うんですが、そこらの撤廃というのは今後考えられるのかどうか、人数の制限。どのように感じとられるか、お伺いをいたします。

○塚本委員 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 有害鳥獣の防護さくの設置の助成でございますが、集落単位と2戸以上の共同設置という2つの要件に分けております。先ほどご質問ありま

したように、集落の単位、あるいは金額で分けてどういうふうにしとるかということですが、基本的には、原則集落取り組みによる設置というふうに規定をされておりまして、その集落の大きさ、規模、あるいは助成金の金額で分けておるわけではございません。基本的な考え方は、個別農家で1枚1枚の農地を囲んでいただくというのは、非常に非効率でありますし、経費的にもたくさんかかるという観点から、できるだけ広範囲での取り組みをお願いしたいという趣旨でお願いさせていただいております。どうしても、地理的条件によって集落単位での取り組みが難しいというところにつきましては、2戸以上の共同設置も可ということをお願いしておるところでございます。以上でございます。

○青原委員長

箕越農林水産課長。

○箕越農林水産課長

人数の制限ということですが、これは合併時におきましてその当時、20人という、各町20人という枠を安芸高田市で決められたということ聞いております。実際には人数制限はないというふうに解釈しておりますので、もしそのような要請、要望であれば、捕獲班との協議の中でも今後対応していきたいというふうに思います。

○青原委員長

よろしいですか。

この際、11時15分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後11時04分 休憩

午後11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

再開をいたします。

続いて、質疑は。

秋田委員。

○秋田委員

3点ほど質問させていただきたいと思いますが、1点ずつやらせていただきます。

まず、説明書の123ページの飼料米栽培実証試験委託事業についてをお伺いしたいと思います。

20年度の新規事業だったと思います。20年度には北部農協のほうへ委託をされて、2戸で43アールほど飼料米の取り組みをなされたんだと思いますけども、ここらあたりの結果というか報告を、まずどうだったのかというあたりを1点伺いたいと思います。

○青原委員長

答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長

飼料米の栽培実証試験委託事業でございますが、これについては、20年度にJ A広島北部に業務委託をして飼料米の栽培技術の習得と飼料への供給可能性を調査をいたしました。

栽培した品種はクサノホシという品種で、平均玄米収量は10アール当たり640キログラムでございました。水稻そのものは倒伏しにくくて、栽培は比較的容易であるという結果をいただいております。

一方、家畜農家等、現在米ぬかを給餌中で、いわゆる米部分については、今後の試験を待っているところでございます。家畜の飼料としての米の需要は、一定の需要はございますが、価格的には1キロ当たり40円程度ということになっておりまして、10アール当たり2万6,000円程度しか見込まれません。非常にそういった意味では、急速な拡大は困難であろうというふうに現在は考えております。以上でございます。

○青原委員長

秋田委員。

○秋田委員

価格面も含めて急速な拡大は望まれないというふうに今答弁いただいたかと思えますけども、いろんな国の政策の中で、減反政策の話もございましたけども、そこらあたりの作付作物等、耕作放棄地対策としての対策の中で、ここらあたり飼料米等の重要性というのが出てくるんじゃないかと思うんで、この質問をさせていただきましてけども、今後の政策については、定かでないような気もいたしますんで、ここで質問をするのは何かと思えますので、いたしませんけども、そこらあたりは、こういう今後の耕作放棄地も含めた対策として、こういった作付を広く進めていくことは、私はいろんな意味で重要だというふうに思うんで、進めていただきたいと思いますけども、そこらあたり今後についてのお考えを再度お伺いしたいと思います。

○青原委員長

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長

せっかく飼料米の栽培技術の調査をいたしました。先ほど申しましたように、非常に収支的には厳しいものがございますが、国、あるいは県を上げて、飼料米の生産拡大ということの施策もございます。ただ、受給者との契約等もございますので、安芸高田市で言えば、これからどれだけの需要があるかということも含めて、JAさんとも連携しながら、そこらの今後の栽培も含めての拡大については、協議をしてみたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長

秋田委員。

○秋田委員

それでは2点目に質問させていただきたいと思いますが、説明書の125ページの技術指導員設置事業についてお伺いしたいと思います。

総括として、県の行財政改革による農業技術指導体制の縮小といったような状況の中で、あるいは農協協同組合の合併による営農指導員配置の見直し等の中で、戦略的農業振興を図るための農業技術を図ったと。設置によって、農業技術指導員を設置することによって、農業指導技術の向上を図ったとございます。

それから、成果としては、就農塾の開設とアグリフーズ仕向け野菜の生産指導等の戦略的農業技術指導を実施したことと、課題として、農業技術指導体制の強化を図る必要があるとございます。そうした中で、農業技術指導員の設置は1名だったと思えますけれども、事業の説明等をここに5点等提示していただいて、活動内容について提示していただいておりますけども、活動業務を見させてもらおうと、いろいろと多岐にわたって、1名でご尽力していただいとるというふうには認識いたして

おりますが、こうしたこの事業の行動内容について、無理があったかなったかというあたりを、農業技術指導員さんには本当にご尽力はしていただいとると思とるんですが、私も、そうした中で、執行部として、そこらあたりこの活動内容で無理があった部分はあったかなかったかというような判断を、どのようにされているかお伺いしたいと思います。

○青原委員長 清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 技術指導員の設置事業につきましてのご質問でございます。

これは、申されましたように、今現在、市独自の農業技術指導員は1名ということでスタートさせていただいております。ここの事業説明にもありましたように、非常にたくさんの仕事をこなしていただいておりますのが現状でございます。週30時間という縛りの中ではございますが、その縛りを超えて、日々本当、安芸高田市の農業指導ということについて、非常に大きな貢献をいただいとるというのが実態でございます。

中でも、JAさんのほうは週1回、管内の技術指導員会議を開催をいたしておりますが、その会議にも必ず出席をいただいて、JAとの技術指導との連携について日々努力をいただいておりますのが実態でございます。

今後、給食センターの開設であったり、あるいはアグリフーズへの野菜供給等の課題等が山積しております。1名体制も含めて、今後はそこらの体制強化については、担当課とすれば非常に大きな課題というふうにとらえておりますので、その点は、今後予算等もございまして、積極的なそういった前向きな展開を我々担当課とすれば考えていきたいというふうにとらえております。以上でございます。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 今、答弁をいただいたように、今後、1名体制というのはまた検討していくということをお願いいたんですが、私もそのところが気になったんですね、一番。生産体制においては、本当にこの重要な役割を担っていただいとるというふうに思います。アグリフーズへの野菜供給等も本当に地産地消へ向けての取り組み等も含めて、重要なポストだと思っておりますので、そこらあたり、今年度、もう既に21年度もまた1名体制で取り組んでおられると思うんですが、再度そこらあたりは課題を認識していただいて、取り組みを考えていただきたいということでお願いしたいと思います。

それから3点目といたしまして、129ページの畜産振興事業費についてお伺いしたいと思います。

ここで、総括として家畜を伝染病から守り、各種畜産関係補助事業を実施したとございます。それで、成果と課題では、家畜防疫については、家畜保健衛生所等関係機関と連携して、巡回指導や各種の協議会等を通じて農家の指導、健全な家畜経営の確立に努めたというふうに記してございます。ここの、事業の説明等、あるいは主な事業内容等を見させていただく中で、家畜を伝染病から守るといふところの部分については、ちょっと事業が見えないような気がいたしますので、そのところの説

明をお願いしたいと思います。

○青原委員長

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長

家畜伝染病については、特に家畜診療所や家畜衛生所の関係機関と連携して、担当課としてもそれと連携しながら、各農家の指導に参っているのが現状でございます。

単市の補助事業としては、予防接種等への現在では支援ということも行っておりませんので、予防接種いろいろ和牛、乳牛含めてさまざまな予防接種事業がございますが、これについては、各農家の責任において農家のほうの負担で現在やっていただいておりますというのが現状でございます。以上でございます。

○青原委員長

秋田委員。

○秋田委員

今、まさしく答弁していただいたように、予防接種について、農家にとってはかなりの負担な部分もあるようでございます。そういった話も伺っております。だから、そこらあたりは今年度、21年度も始まっております。もう来年度に向けてのことになると思いますが、取り組みをぜひ考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○青原委員長

ほかに、先川委員。

○先川委員

私も農業をやっておりますので、2つほどご質問させてもらいたいと思います。

農業が合わん話やし、秋になりゃ、はあやめるでと、だれかやってくれるもんはおらんかいのと言いながらも、春になりゃ種をまくという、非常にしょうがないさがあるわけですが、その中で、先ほど副市長さんがおっしゃいました集落営農を多角的に支援するという言葉をいただきまして、非常に私ども期待しております。というのは、私らの集落で、3ヘクタール以上つくっている農家は1件もありません。それで、いわゆる先ほど出ましたように、イノシシ、シカの、いわゆるそういう野獣と、あるいは草とに囲まれて、いわゆる稲をつくるよりか自分の住む環境をよりよくしようということで、皆さん稲をつくられてるんだと思います。

その中で、一つお尋ねしたいのは、先ほどありました3ヘクタール以上の農地が25%ということでございまして、残りの75%は、いわゆる3反から5反の小規模農家だと思っております。その中で、なぜ高齢化になりながら、機械もわがまま集団といいますか、自分の家で3反つくっても5反つくっても一そろえのものは持っていると、こういうわがまま集団の世界から、いやぼつぼつこれは、みんなで供用せにゃいけないのういう土壤といますか、が私ら機運は高まっております。そういう意味で、ぜひとももう地域の農業は地域の者で守ると、こういうやっぴり姿勢は必要だと思います。と申しますのは、皆さん水稻をやっとられると思いますからあれですが、何を植えるいうても稲が一番みやすいんですね、ある意味、機械化もしてる。ただ、水なんです、水管理をしないため

にヒエが生えたり、こうしておると思います。その中で、今法人が何社かありまして、25%の担い手があるということですが、農地の。いわゆるその法人への、何て言うんですか、監督いいですか、この辺はどうされているんだらうか。と申しますのが、やはり地域で、草は刈らんはいうのが一つあります。もう一つは、やっぱりヒエをつくりよるんか、稲をつくりよるんかいうのもあります。これは、自分の農地ですから、それはいいわけですが、ただ、今我々は皆ライスセンターに出しよるわけですね。あの米と一緒にするんかいう不満があります。その辺も、農業法人に対してかなりのお金を支援されているという中で、やはりそこらの管理監督いいですかね、その辺はどうされているかいうことをひとつお尋ねしたいと思います。

もう一つは、やはり75%のものは小規模農家ですから、やっぱりいろんな意味で、先祖伝来の財産を守るとか、それぞれ皆さん宿命を持って、きのうやきょう農業を始めとるわけではございませんので、あられて、結局そういう数字が残つとると思うんです。やはり、減反にしても、3ヘクタール以上のものはいわゆる減反率が低いとか、それから、いろいろ優遇いたたらあれですが、国の施策だからやむ得んのかもわかりませんが、やはり安芸高田市でもそれぞれの地域は地域で事情があると思うんです。補助整備の済んでいるところ、あるいは中山間の傾斜のひどいところ、いろいろあると思いますが、やはりそういうところの小規模農家への支援というんが、何をさせていただいてるんだらうか。私個人的に言えば、いわゆる草を刈るんが一番やねこいんですがね。年5回ぐらいは刈らないといけない。皆さんご承知だと思いますが、草を刈らないといけない。そうすると、その辺の、いわゆる防草対策いうんですか、コンクリート化もあるでしょう。それから、たしか東広島市だったと思いますが、そういう草が長くならないようなものを開発されておるとかいうのを聞いたことがあります。そういう辺を小規模農家に対するそういう支援いうのは、どう考えていただいているのか、既にあればごめんなさいですけど、その2点をお伺いしたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 1点目の、法人への指導ということでございます。

特に、今おっしゃっていただいているのは向原町の法人というふうにご受けとめまされたけれども、向原町の法人については、向原町にある協議会という、任意の協議会ではございますが、協議会を立ち上げていただいております。向原の場合は、この担い手協議会のほうへ法人であったり3ヘクタール以上の大型農家さんに管理をいただいておりますということになっております。法人への指導ということでございますので、我々としても、行政としても、そういった地域を担っていただいております大型担い手の農家であったり、法人については、十分地域との連携、協議をやってくださいよということ、この協議会のほうでお願いしておるとこ

ろでございますし、それぞれの法人さんでも、やはりその法人法人でそのやり方、あるいは会社の考え方というのも多少の違いがあるように思います。ただ、どこに預けても同じようなサービスといたしますか、要するに農業に対する、預けた方への、法人としてのそういった取り組みの行うということは、大体サービスの同一的なものであるべきだということに思いますから、そういう観点で、期を見ながらそういった協議会において、法人に対して行政とすればご指導もされとるのが現状でございます。

それから、小規模農家への支援は何があるかということのご質問だと思います。

これについては、75%安芸高田市内でございます。大部分が小規模農家ということが現実であろうというふうに思います。なかなかそういった分野で集落営農というのが進まないということでございますが、小規模農家については中山間の直接支払い制度であったり、農地水の事業を十分活用いただいて、先ほど言われました、のり面の草刈りとか、のり面の草を生やさないような対応というのが、十分その集落内での話し合いによってこういった中山間農地水等の事業を活用していただければ、十分対応できるんではというふうに考えております。個人的な市の支援策というのは、パイプハウスでの助成事業であったり、そういった部分で十分ではございませんが、施設野菜、園芸野菜をやりたいという農家に対しては、そういう単市の支援事業を行っておるところでございます。以上でございます。

○青原委員長

先川委員。

○先川委員

今の答弁の中で、いわゆる法人の分は指導しとるということですが、その現状は認識されておりますか。

○青原委員長

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長

担い手協議会のほうで、いろいろと話もさせていただきますし、各農家の方から、いろいろと市のほうに苦情が入っております。というのは、公社が解散をして、公社に変わって市のほうが農地保有合理化法人ということで、地主さんと法人さんとの橋渡し役ということで市がなっておりますので、当然市が預かったものを、それぞれ地域の法人さんに農地を配分するという作業を行っておる関係上から、市の責任ということも十分認識をしておりますし、そういったおのおの地主さんからの苦情についても、地域営農課のほうに入っております。そこらを含めて、機会あるごとに協議会のほうでそういったお話を皆さんの前で指導をお願いをさせていただいておりますというのが現状でございます。

○青原委員長

先川委員。

○先川委員

私としては、法人を別に責めているわけじゃないんですよ。やはり、貸したほうの地主も責任があるような気がするんですよ。もう今我々がちょっと聞いておるのは、もうあれは任せとるけん一切手を出さんのんだ、自分の家のすぐ近くじゃのにヒエの一本も抜かんし、水も見んと。

ほいで今まで、田植えじゃ稲刈りんときは孫が広島から帰って手伝いよったのに、任しとんじゃけん構うといけんいうようなことで帰ってこれんようになったとか。何か、必ずしも法人さんを、私責めとるわけじゃないんですが、現状は認識されているか、ああいう状態をされてるかどうか。指導指導言われても。地域のすぐ隣の田は、やっぱり草のヒエの種がこっち飛ぶとか、いろんな思っとられるんですよ。ですから、必ずしも法人さんも30ヘクタールとか、50ヘクタールとかかなりですから、それは手が足らんとかいうのを聞きます。そうではなしに、もうちょっと地主のほうの、貸したほうにも何らかの指導があっただけではないかということで、法人さんだけの指導ではなしに、ぜひその辺もちょっと見ていただきたいと思います。

○青原委員長

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長

確かに、私も個人的にもそういう地主の責任というのは第一義的にあろうというふうに思います。地主さんが、法人あるいは担い手さんに貸すということについては、時代の流れということですが、まずは、自分で十分そういったのり面の管理であったり、部分的にできる地主さんについては、当然地主さんの責任で、あるいは集落の中でのそういった位置づけもございますので、地主さんができるところは地主さんのほうでやっていただいて、主要な農業作業については法人等にやっていただくというのが一番の基本的な姿だろうというふうに思いますので、この点も含めて今後については、地主さんのほうにも、そういった部分も十分PRをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長

ほかに。

前川委員。

○前川委員

済みません、1点お願いします。

主要施策の119ページです。上のほうですが、成果及び今後の課題ですが、減反政策で、作付面積が2,390ヘクタール、実績が2,334ヘクタール、差が56町歩あるんですが、このようにパーセントでやってたんですよ。町歩にしたら56町歩というのは多過ぎるような気がするんですよ。これを、5反百姓で換算すると100軒ですよ、5反という、約111軒か、なります。101軒か。4割減反ということになると、250軒分のこれは数字になるんですよ。56町歩ということになると。250件がこの56町歩をつくっていただければ、大分、どういうかね、利益もあるし、意欲も出てくるんじゃないかと思えます。それを、こういうのには5反あって4割が減反すると、一町二町ぐらいしかないんですよ、こういう………が、二町の内の2反5畝ずつって額縁減反、または端のほうをするんですが、端のほうを減反すると、何年もすると田んぼがだめになるんですよ。田んぼが、どう言うかね、トラクター入らなくて困る、それで困ってですよ。そういうことで、この数字はすごい数字や思うんです。それをみんなに分けてあげりゃ。そういうことで、結果がここにどとるんで、

だから、今度は20年度、今度は21年度は、やはりその数字が出るはずですよ。それを早目にこれを作付面積から集計して、嘱託員へ持ってって集計されるんでしょうが、配分率を100%するんが当たり前じゃ思うんですよ。そういうことで、この方向で考えとってかどうか言うことを1点お伺いします。

○青原委員長 答弁を求めます。

清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 水田農業の構造対策事業でございますが、生産調整の配分の話でございます。

確かにそこにありますように、20年度については、安芸高田市全体で56ヘクタールの超過達成というふうになっております。これにつきましては、毎年2月3月ぐらいに、市の水田協、水田協議会を開いていただき、国からの配分について協議をいただき、農業推進班長さんを通じて各町へ配分をするという作業を行っております。

今ご指摘いただきましたように、その集計、配分をして、集計をした結果が、実績はこういう結果ということになっております。これについては、今おっしゃられるように、100%作付をするんが農家にとっては一番ありがたいと、水稻をより多くつくれるということは、非常にありがたいということでございますが、各6町に配分すると、各町に5ヘクから10ヘクぐらいの面積ということになります。毎年、夏に実績を集計した実績がこういったことになって、早目に再配分というふうな話も県内の各市町では、この時期にはいつも話題になるわけですが、なかなかその再配分という作業は、各町5ヘクから10ヘクということになって、農家に割ると本当わずかな面積にしかならんということで、なかなか再配分もできないという状況もありますし、再配分をするということがわかったときには、もう既に田植え等も終わっておりまして、新たに苗をたつて、各農家にまたこれだけ水稻作付ができますということになかなか時期的になりにくい点がありますので、超過対策ということについては、それぞれの農家が、農業推進班長さんの求めに応じていただいて、集落での話し合いできっちりと転作を少しずつ大目にやっただいておるといふふうが現実でございますが、できるだけこの超過達成の面積を減らすような努力をしていくというのは当然でございますが、現実の作業として非常に難しい作業であるというのもご理解をいただければというふうに思います。以上でございます。

○青原委員長 前川委員。

○前川委員 僕が思うのは、56町歩というのは大きいということです。これが、毎年この数字ぐらいなるだろうと思いますが、10年で560町歩というようなことで、小さいようでも大きいですよ。それを、例えば56町歩20年度はできなかったから、21年度は56町歩少なくできるような何か工夫をしてもらいたいです。そりゃずっと重ねたらすごい金額なんですよ。今減反政策がどっときとるがね、二十何年で、45年から、昭和45年ですかね、

減反政策ができて、それからずっとやるとね、すごい数字になっとなです。そういうことで、そこら考えていただくっていうか、考えとってかどうかひとつよろしくをお願いします。

○青原委員長 清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 それについては、毎年の配分率の計算のときに、その前年度のそういったことも含めて、配分率を調整しながら配分をさせていただくというのが現状でございます。その配分率をひどく下方にやりますと、逆に全体では未達成になるということも、そういったリスクも背負いながらの作業ということでございますので、そこらのぎりぎりの配分率を見合わせながら、市の推進協議会のほうで毎年の協議の中でそういう作業をさせていただいておるとというのが現状でございますので、できるだけ、先ほども答弁させてもらったように、超過達成の面積が多くならないようなところで最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。ちなみに、県全体では平成20年度においては750ヘクタールの超過達成ということになっております。以上でございます。

○青原委員長 前川委員。

○前川委員 済みません。そういうことで、どう言うんかいね、減反政策がわしはすっきりせんのですよ、早く言えば。そういうことで、そのために荒れ地が多くなっておる、荒廃地が多い、そのために皆さん農家の人は考えておられるんですが、意欲は今なくなってきたるんです、だんだんだんだん。そういうことで、少しでもこのように一気にでも植えんさいや、これ植えんさいやいうぐらい力を持って、一町で減反しとる、その端の方減反されとる、何やるかいうぐらい小さい目標持ってみて、それを改革するいうか、それを、どう言うんか、市がそのようにやってあげるいうか、それは誠心誠意でやってあげな、ええことならんで、今農業は。そういうことでひとつ自分の意見ばっかしなんです、そういうことで。それと、例えば今の全町に配れば10町歩ぐらいしかならん言われるんですが、やはりその町、甲田町、ことしは甲田町すっきりしようか、56町歩ずっとやる。それと、そのようにするか、それ甲田町は植えて青刈りにしんさいいうぐらい。もし、3%、2%、3%、56町歩であればそれはつくりんさいいうぐらい持っていけばわしはいいんじゃないか思うんです。どっか試験的にやって、その56町歩をきちっと100%にしたいです。じゃけん青刈りいうのはするんですよ、もう。しょうがない、足らんかったら、2%足らんかったらあんた方青刈りしてくれ一のいうぐらい。してもらうんですよ。56町歩全部してもらうんですよ。それが反対に何%かふえたらそれはせんこにつくってくださいいうぐらい、それは所得が全然違うんですよ。そういうことで国の施策もあるんですが、そういうことで国は100%出しゃいいじゃけん。そういうことで、ちょっと意見をお願いします。

○青原委員長 金岡産業振興部長。

○金岡産業振興部長 ただいまのご質問でございます。生産調整について云々ということにつ

いては、非常に大きな施策でございます。これにつきましては、ご承知のように、もう半世紀にわたる取り組みがなされてきた中で、いろんな施行錯誤で現在の状況、市としても取り組みさせていただいております。最終的に行政であんた何ぼ、あんた何ぼにし、ある程度地域、集落で、これを先ほど課長が申しあげましたように、いわゆる調整水田は100%守っていただきたいという前提で調整をしていただいた中で、結果として、市内全体で56ヘクタールが超過であったということで、それを今言われましたように、理論的には割り振りはある程度できるかもと見えますが、実際にやっていただくのに、植えたのを刈っていただきたいとか、何とかいうことについての調整はいろいろ難しいと、実務的には難しいと思います。

今後、毎年配分をする際に、各集落である程度、どう言いますか、達成もうちょっとまとめてできるよとかいうことは集落ではわかってくると思いますので、そういう委員の中である程度、要するに農業推進班長等を中心に調整もしていただくということも必要ではないかと思えます。56ヘクタールを1地区でぽんとあるんなら、そうではないいうところに非常に対応の難しくあるということをご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 これは、136ページ、主要施策と成果の説明書ですが、下段のほうに、この地域密着型農道環境整備事業費というもので、成果及び今後の課題、本事業により、未舗装農道を解消することができたと、こうなつとるんですね。これちょっと読んだら、未舗装農道は全部舗装なったんだというふうに思えるんですね。確かにここにありますように、リフレッシュ農道整備事業と、この部分で取り組んでこられたのは解消できたんだと思うんです。ただ、少なくとも圃場整備事業をした地域にある農道というのは、圃場整備事業というのは、その地域の農家の合意事業でして、だれの持ち分の場合もそこにある農地の区画が整理でき、伴う農道、水路、こういったものを、まずだれのも同じ条件に整えると、これが圃場整備事業の大きな特徴だったんですね。ところがそこにある農道が、たまたまその地域に存在する町道との連結であったり、早う言いますと、行きどまりでない条件、そういったようなことから、言うてみると、同じ事業をやった農道でも規模が小さかったり、行きどまりであったりというようなスタイルによって、舗装ができないで来ているところもあるんですね。それで、そのことによって、地域での農業問題みんなが話し合って、一つの方向性を出そうというような協議の中でも、農家間における感情の起伏ができて、なかなか物事がまとまりにくいというようなこともあるやに感じとるんですね。それで、このそういったことを、やっぱり一番大きな事業であった圃場整備事業についていわれたそのときの精神ですね、これを全うしていく。さっき言いましたことになりま

すね、同様な条件の農地状態にしていくのだと。これを、やっぱり完了してない限り、リフレッシュの分ででき上がったというても、本当の本市の農業施策の中で、農民の心を一つにせしめると、こういうような観点や視点に立って事業推進をしてもらいたいと思うんですね。もちろん財政の問題もありますので、それがどういう形で実施していけばいいのかというのは、前後順番ができてくるというのもわかりますよ。ただ、未舗装は解消できたんだっていうんでなしに、今後残っている農道、言うてみればこれまでいろんな条件をつけて順番をつくってきたが、それに漏れている農道はどのような形で舗装を完了させていくんかいうのを、そこらのところが非常に今日大事だと思うんですね。そういった点、具体的にどう対策していかれようとしているのか、こういった点を説明をいただきたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。

箕越農林水産課長。

○箕越農林水産課長 先ほどの亀岡議員のご質問でございますが、136ページにおけます、成果及び今後の課題の中で、この事業により未舗装農道を解消することができた。これは、リフレッシュ事業に関してでの答えでございますが、他の事業により、農道舗装が行うことができない道路については、これで解消ができたという回答でございますが、それ以外の農道についてということでございますが、先ほど来から、圃場整備の関連でご質問だったと思うんですが、これまで、地域営農課のほうのご質問の中にもあったように、法人、これが、今の右側のページ137ページにも書いてございますけれども、単県事業、これに農道舗装をこの安芸高田市ではこれに対応しておるといのが現状でございます。しかしながら、これまではある程度の要望、それなりの企画、条件を整えば農道舗装もできてたような状況がございますけれども、ここにイメージしておりますように、地域の担い手法人が確立されてないということが、大変ネックになってるのが現状でございます。先ほどの質問の中にもありましたように、法人ができない理由というようなことも、先ほど来も話がありましたけれども、こういった、広島県が特にこういった面について条件というのが大変厳しくなっております、これを現在8つの法人があるということでお聞きしておりますが、また、これに準じてこれから先立ち上げていこうという地域も含めまして、この、どういふんですか、単県事業、公共事業に乗っていただければというふうに、市のほうとしては思っております。以上でございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 説明していただきました中身のことはようわかるんですが。

実は、担い手集団、担い手ですね、地域の。これが、やっぱり、じゃあそこの地域農業全部担い手によって達成していけるんかいうと、そうもいかないんですね、やっぱり。一口に言いますと、この担い手いうの、あるいは担い手の集団にしましても、先頭集団なんですよ、先を

先駆けて前向いていくという先頭集団でしてね、それがどっこもできにゃというのを、なかなか問題があると思うんですね。それで、じゃあ個々の農家が現状のままでいいから担い手集団の農業自体も、やっぱり困難に直面する条件がそこらに出てくるというような思いもするんですね。ですから、ひとつ何とかして、さっきの繰り返しになりますが、農家の思いが一つになるような、担い手でやっていただくことはもちろん大きくその地域の農業を守り、発展さすということでの役割を持っていただいて、非常に貢献度は大きい。だが、そこにうまくみしていくことのできない個々の農家も、やはりそれなりの立場で農業を守り、まあ発展というところまでは行かんとしましても、地域営農の中では農家を荒らさないで、先頭集団にも間接的にといいますか、諸条件で協力をしていくような、そういう体制になるようにしていただくというような思いがしていますので、先ほど説明いただきましたんで、それ以上のことはないといたしましても、そういう思いでひとつ今後をお考えをいただきたいという思います。

○青原委員長

よろしいですか。

答弁はよろしいですか。

○亀岡委員

いいです。

○青原委員長

お諮りをいたします。

12時になりますので、まだ質疑があるようでしたら1時からということになるんですが。

〔ありますの声あり〕

まだありますか。

それじゃ、ここで13時まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後11時59分 休憩

午後13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

引き続き、質疑がありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員

施策と成果の分で、142ページの中に公園関係のところ、いろいろ上がっておりますが、今後の課題として、維持管理内容の継続とその費用について検討整理する必要があると、こういうことをいってそういうことが上げてあります。これ何カ所かありますが、この検討し、整理する必要があるということは、行政のほうでのお考えの真意はどこなんかと、どういうことなのかというのを、確かに書いてあるとおりなんでしょうが、早う言うたら、この事業は一応、やめて、あるいは民間に譲るとか、一定の処理をするということなのかどうだろうかというふうに思うんですね。いずれも一定の費用を市のほうで見ながら、この事業の目的等については、なかなかそのようにいってないというような内容があっ

て、そういう状況であって、こういう課題としての言葉になっているんじゃないかなというふうに思うんですが、率直にそこのところをお聞きしたいと思います。

○青原委員長　　よろしいですか。答弁を求めます。

箕越農林水産課長。

○箕越農林水産課長　　142ページに掲げてございます面山森林公園、エコビレッジかわね、生活環境保全林を上げているわけですが、それぞれ面山森林公園等につきましては、現在のところ指定管理をしていただいております。これは、市が建設をされて施設ということでございまして、維持管理をお願いしてるわけなんです。その中で、地元として都市の方との交流会とか、山菜をとる会とか、タケノコを収穫する会とかというような、いろんなイベントを立ち上げてやっていただいているのが現状でございます。ただここに、費用について検討ということがございます。この費用等についても、地元の方と協議を重ねながら、今年度協議をさせていただきまして、金額的には来年度、金額的に言えば10万円の減というところの話まで詰めをさせていただいて。一遍にということにはなりませんので徐々にということで、段階的にお願いをしていこうという考えでおります。エコビレッジかわねにしましても、そういった状況になろうかと思っております。

生活環境保全林につきましては、実際これは県営でやっていただいた事業を市が受け継いだというような状況でございます。場所的には、吉田の温水プールの裏、それと美土里町の小学校と神楽門前のございまして、それぞれ学校としての活用もございますし、もちろん一般市民の方の活用もあるということで、その維持管理については、なかなか専門的な維持管理、技術的なものがあるということで、現在作業的には森林組合さんのほうへお願いをして維持管理をしていただいております。ことなんで、これを地元ということになるということは、ちょっと段階的に少々無理かなという気がしております。以上でございます。

○青原委員長　　亀岡委員。

○亀岡委員　　まあなんですよ、これ費用についていうことにはなっておりますね。ですが、さっきもありましたように、例えば面山森林公園にしても10万円とか、限度をそこに持たないけんというのは、結局はやっぱり、一口に言いますと、市が持つとってこういうことを続けていくにしても、採算に合わないということだと思っておりますよ。管理は指定管理ということでありまして、基本的には行政がそれをそこへ関与をしていくわけですから、こういうのは何カ所かここに検討整理する必要があるというのはあるわけですけど、これらについては、専門的にというか、こういうことに集中してどうするかというのを、その方向性を得るために、会議を持つとか、一定のやっぱり本格的な協議をせないけんんじゃないか。協議というのが適当かどうかわかりませんが、どうしても行政の手から離していかないけんというふうなことが考えられる、そういう事業につ

いては、十分その関係地域とか、関係住民の方との話も進めてやっていくのがいいんじゃないかというふうにも思いますが。そういった点ではいかがでしょうか。

○青原委員長 金岡産業振興部長。

○金岡産業振興部長 ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、これらの施設につきましては、やはりつくられた当初ここにありますように、平成の四、五年ごろからつくられて、それなりの事業として多目的として地域の活性化等を主眼に整備されたものだというふうに思います。それを新市に引き継いでおるわけですが、10数年たって、その機能がどうかという問題、また、老朽化の問題等もございますので、先ほど、課長も申し上げましたように、今後、そこらにつきまして、この施設をどういう方向で管理を続けていくのか、いや、もう、これは一定の目的が達したんだとかいうようなことについては、今、ご指摘のように、やはり、もう少し地域の方も含めて議論をさせていただく必要はあるんじゃないかというふうに思います。そういう意味で、ここに上げてある施設等を中心に、少し、今後の課題として取り組みをさせていただきたいと思えます。

○亀岡委員 委員長。

○青原委員長 はい、亀岡委員。

○亀岡委員 今、お話がありましたとおり、全く同様の考えをいたします。これをつくる時というものは、また、そのときの社会情勢とか、一口に言うて時代とか。こういうことができる時代であったし、また必要でもあったと思うんですね。今日の時点で見ますと、一応、そういったときの状況の中で役割を果たしてきているというふうな考えを持たないと、整理しなきゃいけないこともなかなかできませんので、私はやっぱり、今後そういった点は、はっきりした考え方を持って、また、いずれのこともそうですけども、関係地域住民の方とか、関係者とのはっきりした、やっぱり、意思表示をしながら、基本的には協働のまちづくりの視点に立って、やっぱりやめていくものについても、協働で力を発揮して方向性を出してもらいたいというふうにやっていただきたいと思います。

それからですね……。ひとまず、これでよろしくお願ひします。

○青原委員長 今のは答弁はよろしいですか。

○亀岡委員 よろしいです。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 決算書のほうの、歳入の29ページの農林水産業手数料の農業手数料についての収入未済額についての質問をさせていただきたいと思えます。

調定額が35万550円ということで、収入済み額が耕作証明と交付手数料と農地保有合理化事業手数料の28万4,050円で、収入未済額が6万6,500円となっておりますが、この収入未済額は手数料の収入未済なんですか。

○青原委員長 答弁を。清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 3目の農林水産業手数料の1節農業手数料のうちの35万550円の調定額のうち、農地保有合理化事業手数料の調停額が25万5,000円でございます。収入済み額が18万8,500円で、未済額が6万6,500円ということになっております。

これは、農地保有合理化事業の手数料ということで、主に向原町の利用権設定、あるいは作業受委託の合理化事業に対する手数料ということでございます。未済額については、3月30日に向原支所で納入をされたんですが、ちょうど日程の関係で20年度未済になっておりますが、現状では納入済みでございます。以上でございます。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 理解いたしましたけども、手数料で収入未済っていうのは、どうもちよっと腑に落ちないと思ったんで伺いました。

それと、もう一点ほど、今出ました農地保有合理化事業専門員配置事業というのが20年度新規事業であったと思うんですが、そこらあたりのことについての説明、その効果とか、21年度についてはそういった事業はないんじゃないかと思うんですが、そこらあたりの経緯についてご説明をいただきたいと思います。

○青原委員長 清水地域営農課長。

○清水地域営農課長 農地保有合理化事業専門員ということでございますが、基本的には、平成19年までは公社がございましたので、公社のほうでこの農地保有合理化事業の事業をやっておりました。公社が解散したことによりまして、平成20年度から、公社にかわって安芸高田市が農地保有合理化法人の資格を得て、その事業をやっていただいたということで、公社のかわりの専門的な知識というのは若干必要なんですが、公社がやっておった事務を市が引き継ぎにおいて、相当な事務量がございましたので、その関係で臨時の職員さんをお願いして、この事務事業に当たったということでございます。以上でございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 何ページでしたか、主要施策と成果についての143ページ。これ、分収造林の関係ですが、木材が、価格が今、今日のような状態ですので森林事業の関係も非常に暗いんですね。それで、ここで、分収造林については、分収、山の持ち主もそうですが、造林をやってきた相手方、また、行政も含めての、どういいますか、一堂に会しての話し合いとか、協議とか、そういったことはなされているのか。事業についての作業、主に作業ですね、これについては、森林組合のほうでやっていただいておりますというふうに認識いたしますが、そういった関係者の一堂に会しての話し合いとか、そういったようなことはどうなんでしょうか。

○箕越農林水産課長 議長。

○青原委員長 箕越農林水産課長。

○箕越農林水産課長 分収造林の地権者との協議ということでございますが、現在はなされておられません。以上です。

○青原委員長 よろしいですか。
ほかに質疑はありませんか。

亀岡委員。マイクを入れてください。

○亀岡委員 山の問題については、本当に所有者としても困っているんですね。なかなか先行きが明るくなってくような見通しも今のところありませんが、これが、分収造林の契約期間がなくなってきた時点ですね、そうなりますと、森林組合等へこちらも作業をお願いするというようなことも、契約期間が切れれば必然的になくなるということだと思いますが、その点はどうなんでしょうか。

○青原委員長 金岡産業振興部長。

○金岡産業振興部長 分収造林の関係でございます。厳密に言いますと、それぞれ旧町、昭和40年代ごろからの取り組みをされたものがほとんどだと思います。そういう中で、143ページの表にありますように、分収造林を積極的に取り組んできたところと、そうでないところと、各町、いろいろ山に対する取り組みは政策上違ってきたものと思います。

そういう中で、今、ご質問がございましたように、分収契約書、それぞれ、個別のことはちょっとわかりませんが、一般的な部分で申し上げますと、大体50年前後の分収契約を結ばれて、そのときに地主の方4割とか3割とかいうような、その分収割合ですね、いうものをされて、その時期が来たときに木材を伐採、販売して、その収益を分けるんだというようなのが主な内容になっていただろうと思うんですが、ここの表の今後の課題のところに書いておりますように、現在、今、ご指摘もございましたように、林業の採算性、非常に悪いと。分収造林を始めたころには、四、五十年もたてばかなりの収益があるという思いで取り組まれたと思います。満期が来たときにどうするかということは、そのときの伐採収益との絡みが出てくるので、それらについては、やはり十分精査をした上で検討をする必要があるんじゃないかという。具体的に、今、それをどうするというこの話は、そういうことも当然検討をして、赤字が出るのに切って出すということにもならないんじゃないかというふうな。これ、森林組合さん等ともよく協議したりする必要があるというふうに思っております。以上でございます。

○青原委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

宋戸委員。

○宋戸委員 今まで見た皆さんの質疑は、大きな問題点だったというふうに思うんですけど、私はちょっと小さいことなんですけど、質問をさせていただきたいというふうに思います。

市長さんが初めての決算ということになりますが、きめ細かな行政施策を展開されたというふうに思うんですけども、まず、117ページの農業者年金加入促進事業、このことについて、これ、加入対象者は67名、新規加入者が1名、総加入者が20名の、こういうふうに、また、年金受

給者も325人ということで、これは、過去における、ずっと積み立てた数字だろうというふうに思うんです。加入対象者が67名あるにかかわらず、新規加入は、20年度については1名、こういうことになっておりますが、ここらについて、やっぱり将来の農業者の担い手の問題にもつながってくるし、また、その人の、掛金を掛けられた方の老後の補償ということからして、大きく、これ、大事なことだというふうに思うんです。この問題について、小さいようですけども、私は市民生活の向上ということを考えてときに、経済的な問題もひっくるめて大事だろうというふうに思うんですけども、ここで、加入者が少ないっていうのは、何があるんだろうかなっていうふうに思うんですけども、その点について、お答えをお願いしたいと思います。個々に当たって働きかけを行いたいというふうには書いてありますけれども、年金制度の内容が具体的によく理解されていないためにそうなるかどうかということも含めてお願いしたいと思います。

それから、127ページになります。26と27なんですけども、この産業振興施設管理運営費につき、いうことで、ある程度大きなところは書かれておりますが、八千代産直市とか、四季の里とか、桑田の庄とか、いろいろあるわけですけども、大体、過去においては、もうちょっと小さいグループだったんですけども、補助制度もあったグループもあるんです。私、甲田町出身ですから、例えば、甲田町におけるナシのたれとか、ナシのジャムとか、野菜せんべいとか、これは健康食品ということで、健康管理に関する食品として製造していこうということもありましたし、地産地消ということも考えて、このことについても、どういたしますか、製造、販売をして、現在もしておられるわけですけども、そういうところの、安芸高田市における、そういった小さいところの産業といたしますか、そういうグループが、ある程度行政的に把握されているかどうか。また、それを把握されておられたときの、それらに対する支援策というのは考えられないのかどうかということもちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、もう一つ、136ページ、地域密着型農道環境整備事業ということで、地域農道リフレッシュ事業、これ、今年の9月からだったと思いますが、市長さんが提案された一つの大きな事業だというふうに思います。これ、私も個人的な農道ということで、例えば、1軒の家へ行くより、個人の道路としてだれもが認めておったにもかかわらず、それを発想転換といたしますか、だれでも通る道だから、個人の道ではないというようなこともあって、一部の町ではやっておられたところもあったように思います。このリフレッシュ事業なんですけれども、ある程度、20年度においては32件解消できたというふうに成果と課題に書いておりますけれども、これらについて、ちょっと条件がそれぞれあるわけで、1軒の家があるとか、例えば、農地が1ヘクタール以上あるとかいうこともあるわけですが、条件の一つとして。これは、大まかな基準だというふ

うには聞いておりますけれども、それにでもちょっと当てはまらない農地もあって、もう、そこについては、例えば50アールしかもうないというところもあるわけです。そういうところの希望者もおられるんですけど、それらの点についての問題をどういうふうに解決をされるかということをお聞きしたいというふうに思います。以上3点、お願いいたします。

○青原委員長 答弁を求めます。

高杉事務局長。

○高杉農業委員会事務局長 まず最初に、農業者年金のことのお尋ねでございます。

加入対象者の67名というのは、2005年の農林業センサスで、主として農業に従事しておられる人の人数でございます。この加入要件は、国民年金を掛けておられる農業者ということで、認定農業者等を中心に対象者を募っておるという状況でございます。現在、20年度におきましては、新規加入が1名ということでございましたが、これは、年金そのものに対する一つの不安ということもございましょうし、また、農業をこれからやっていくのに、その不安等もあろうかと思えます。そういう要因が、新規加入が少ないというふうな状況になっておるんじゃないかと思えます。

ただ、農業をこれからやっていかれる人にとりましては、国民年金と合わせてこの年金を受け取ることができるわけですから、非常に有利な制度であると考えております。ちなみに、月の掛金は2万円から6万7,000円をそれぞれその範囲内で選択することができるということでございますし、また、認定農業者等につきましては、国とかの助成等も半分あるというふうなことでございます。このことにつきましても、その優位性を説明をして、これからの農家の生活の安定に寄与したいと考えております。以上です。

○青原委員長 続いて、小田農産物流通促進室長。

○小田農産物流通促進室長 加工品の振興ということのご質問でございます。

市内各所、加工グループがございます。現在、JAの広島北部さんと連携をしながら、この実態、生産状況であるとか、または、その生産者の状況等も含めて、この実態をつかむ作業のほうを今、進めているところでございます。

この加工グループについては、全体的に言えることは、一つは後継者、次の担い手がなかなか見つからないという話は、ちょっと、JAさん通じて聞かせていただいております。また、売り場については、たかた産直、または、八千代の市倉というような形で、販売先というのはある程度確保をしておるわけでございますけれども、こうした、行政とすれば、直接的な支援という形にはなかなかありませんけれども、産直等の販売先、または、将来的には、学校給食等での地域の特色を生かした食の提供等も含めた中でこうした加工グループの生産意欲を高める、また、そうした経済活動が高まるような支援というのを進めてまいりたいと考えてお

ります。以上でございます。

○青原委員長 箕越農林水産課長。

○箕越農林水産課長 リフレッシュ農道の関連の質問でございますけども、採択基準につきましては、大まかに言えば幅員が2メートル以上、かつ、また、農地が1ヘクタール、これは、おおむねという判断をさせていただいておりますので、この件についてはご相談いただければというふうに思います。特に、また、20年度の実績の中での32件のうち20件が家屋の関連の塗装でございます、これは、1戸以上の生活関連道を対象にしております。特に、家屋の場合は、優先的に順位をつけさせていただくということにしていますので、今後ともこういう、この事業は、大変評判がよろございます、継続していければというふうに思っています。

○青原委員長 よろしいですか。

宋戸委員。

○宋戸委員 地域の生産グループに関する事、いろいろ調査をしているというふうにお聞かせいただいたんですけども、いろいろと、安芸高田市にも、いろんな食品といいますか、安芸高田市を代表するような食品というものもあるように思うんですね。前にも私、一般質問の中でも質問させていただいたんですけども、農産物そのものの認証制度というのは大変、認証基準っていうのが厳しくて難しいというふうにも思うんですけども、そういったグループに対して、やっぱりある程度支援策といいますか、金銭的な支援策というのも私はやっぱり必要なんじゃないかというふうにも思うんですね。ちょっとした小さいブロックであっても、これ、安芸高田市の元気づくりには大きく私は影響すると思うんです。大きな会社を1つ建てるというのも大事ですけども、立ち上げるのも大事ですけども、小さいグループがたくさんありやあるほど、そこにかかわる農家の皆さんというのも、人数も大きいわけですから。総合して考えてみれば大きな企業になるというふうにも思うわけですから。そういう点について、金銭的な支援が可能かどうか、最後にお聞かせいただきたいと思っております。

○青原委員長 答弁を求めます。

小田農産物流通促進室長。

○小田農産物流通促進室長 今、委員がおっしゃられたように、地域の元気というのがやっぱり地域の経済を支える一つのものになるというのはあろうかと思っております。

そうした意味で、どのような形で生産者の方々、加工グループの方々が、意欲を持ってそうした生産活動、経済活動ができるようなものが、どのような手法がいいのかということにつきまして、今後、十分な検討を進めてまいりたいと考えております。現在では、具体的に、このような形で進めるというのは、ちょっと持っておりませんが、委員おっしゃられるような形を含めながら、今後、検討を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時32分 休憩

午後 1時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

再開をいたします。

平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、日程を繰り上げまして、教育委員会所管の審査を議題といたします。

初めに、教育長からあいさつを受けます。

佐藤教育長。

○佐藤教育長

それでは、一言ごあいさつを申し上げます。この秋の市内の公立学校の運動会も残すところ1幼稚園、1小学校ということになりました。市議会議員の皆様には、毎週のようにさまざまな行事がございますけれども、時間を割いて激励に駆けつけていただき、まことにありがとうございました。

さて、本日は、平成20年度の教育委員会にかかわります決算につきましてご説明を申し上げ、審査をお願いするものでございます。

平成20年度は、改正教育基本法を踏まえた関連法案の制度施行が始まりました。教育委員会ではこのことを踏まえながら、平成20年度安芸高田「かがやき」プランを作成して、教育総務課、学校教育担当課、生涯学習課、文化振興担当課の4課と6教育分室の職員が力を合わせて施策の展開に努めたところでございます。

それでは、平成20年度の主要施策の成果に関することにつきまして、教育次長並びに担当課長、室長から説明をさせますので、よろしく審査のほどお願いいたします。

○青原委員長

次長から決算の概要について説明を求めます。

田丸教育次長。

○田丸教育次長

決算書の123ページをお開きをいただきたいと思います。

教育委員会にかかわる決算でございますが、10款の教育費で決算をしております。

当初予算は14億622万5,000円でございますけれども、1億5,200万円余りの補正をしていただきました。また、流用等を小学校、やっておりますが、結果としまして、15億5,892万円の予算現額でございます。

これに対しまして、支出は14億1,285万4,194円でございます、繰り越しを1億2,739万9,000円ほどしております。

なお、不用額は1,866万6,806円でございます。

繰越明許の1億2,000万円余りの中身でございますけれども、これは、一つは、平成20年度から耐震補強工事に着手をいたしまして、第2次診断と実施設計の予算をいただいておりますけれども、診断業務に時間がか

かるということで繰り越しをさせていただきました。

また、2月の、いわゆる国の緊急経済対策で補正をいただきましたけども、この中で、施設等の改修工事、それから、地上波デジタル放送に対応したテレビの購入等について繰り越しをかけたものでございます。

これらの詳しい中身につきましては、お手元にお届けをしております主要施策の成果に関する説明書の186ページから記述をしておりますのでごらんをいただきたいと思っております。以上であります。

○青原委員長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。
亀岡委員。

○亀岡委員 じゃあ、主要施策の成果の説明書の中で、190ページから191ページ、92ページにわたりますが、成果及び今後の課題として上げていただいておりますところで、課題のほうですが、小・中学校共通の課題として掲げてあるように思います。その中で、特に備品については、市全体としての均衡ある水準を確保しながら、学校ごとにそれぞれの特性・特徴に応じて必要性を、必要度を検討しながら、検討して計画的に整備する必要があるというふうになっております。

具体的には、その中身としてはどのようなことがあるのか、そういった点についてお尋ねをしてみたいと思っております。

○青原委員長 答弁を求めます。
森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 ただいまお尋ねいただきました学校等の備品の関係でございます。

学校等の教材備品並びに一般備品につきましては、それぞれの学校ごとに、教材を使うものでありましたら、理科の備品でありますとか、いろんな備品があるんですけども、老朽化したもの、それから、数が足りないものというようなところがそれぞれであります。ということで、実際には、昨年度末に緊急経済対策等で予算をつけていただきまして、ある程度めどをつけたという形になっておりますけれども、当然、更新等がございますので、そのものにつきましては、今後も計画的に、老朽化したものにつきましては、事前に調査をしながら新しいものにかえていく、それから、時代にマッチしないものについては買いかえていくというような形のものが必要になろうかと思っております。

それと同時に、家電製品のようなものも備品であるわけでありましてけれども、それも学校によりましては、個別のものがそろっていないようなものもございまして、ですから、そういうものにつきましては、均衡化を持つように計画的に購入等を行っていきたいということでございます。

○秋田委員 よろしいですか。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 1点ほどお伺いしたいと思います。先ほど、次長さんのほうからご説明いただきました教育費全般における不用額について質問させていただきたいと思います。

ここで1,866万6,806円が決算書の123ページで示されておまして、

それで、この不用額の最たるものは何かなと思っで見させてもらいますと、133ページの図書館費の備品購入費の270万3,836円というのが大きな不用額となっておりますけども、このとこの説明を求めたいと思います。

○青原委員長 文化スポーツ振興室長、溝下。

○溝下文化スポーツ振興室長 先ほどの秋田委員からのご質問ですけども、不用額についてのご質問ですけども、図書館費の備品購入費であります。これは、緊急経済対策によりまして、図書館のシステムの更新を行っております。それで、この備品の不用額の残は、システムの更新機器の購入事業によりまして、当初予算が777万組んでおりましたけども、入札によりまして506万6,250円の入札でございまして、この入札の残270万3,750円が主な額でございまして。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 そのことについては理解いたしました。それで、続いて、成果に関する説明書の189ページに、下のほうに、学校図書館図書標準を達成している小学校の割合という資料をここに提示していただいております。その中で、県に対して安芸高田市、本市においては、達成比率というか、パーセンテージがかなり低いようになっていますが、そこらあたりのご説明を願いたいと思います。

○青原委員長 大下学校教育推進室長。

○大下学校教育推進室長 ただいまの秋田議員のご質問にお答えをいたします。

この学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、ここに記入してなくて申しわけなかったんですけども、20年の5月1日現在の調査で、19年度実績に基づくものでございます。学校図書館図書標準というものがございまして、学級数に対して、それぞれの学級数に対して、どれだけの冊数を備えなければならないという目安のようなものがございます。そちらで、国の調査があるわけですけども、19年度の実績におきまして、中学校はその図書標準を達成している学校が1校もないというような状況でございます。小学校については、ここに示しておるとおり5校でございます。表はそういうふうに読んでいただければと思うんですけども。まずはこれでよろしいでしょうか。

○青原委員長 秋田委員。

○秋田委員 だから19年度の実績だということに理解させていただきまして、20年度の5月1日の現在で、もう年数がたってるから、少し率は変わってるというふうに理解させてもらえばいいんですね、はい。

それで、その上に、成果と課題として、全国学力・学習状況調査の結果からということで、課題として、応用力に課題があると、本市においても。そうした中で、学校図書館整備を進めて、授業等に積極的に活用して応用力の向上につなげたいとされておりますので、そういったところと、この図書館整備については、かなり関連性があるんじゃないかということで質問をさせていただきましたけども、再度、そこらあたり

を今後においてどのように取り組まれ、どのように考えておられるか質問させていただきます。

○青原委員長 大下学校教育推進室長。

○大下学校教育推進室長 図書館整備につきましては、平成25年度まで、20年度からですから計6カ年計画を立てまして、すべての学校が整備率、充足率が100%になるように図書費の配当計画というものをつくっており、今、整備計画というものをつくっております。

ただ、今年度、臨時交付金を活用させていただきまして、2年度分の予算を各学校のほうに配当いたしております。1年間前倒しで100%、整備率が100%になるように計画を練り直したところでございます。ただ、この整備率を100%にすれば、じゃあ、応用力がというわけにはまいりませんで、学校のほうには、例えば、読書活動の年間指導計画でありますとか、それから、授業の中で、教科の中でこういった図書館活用をしていくのかといった計画でありますとか、そういったところをきちっと立てるように指導いたしまして、今、すべての学校において、今年度は、21年度においては作成をしているといった状況でございます。学校図書館を活用して資料等読み解くといったような応用力をつけていく授業の展開を指導してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○青原委員長 よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

金行委員。

○金行委員 ちょっと2点ほどお聞きします。

教育委員会のほうは大体詳しく報告してありますが、ここは感心しておりますが、まず、今の図書館の件ですが、図書館ネットワークシステムの更新事業ということで、市内6町のシステムを導入しましたよね。そこらの効果いうんですかね、かなりの、そりゃあ、システムですから、効果は上がつとらんというわけにはいきませんが、その辺はどう担当課は受けとめられておるかということと、この前もちょっとお聞きしたんですが、民俗資料館の調査やっとりますよね、154万4,000円ぐらいな、買ったものですが、ここらの分は、こないだの教育長の話も聞いたんですが、調査を深めての次のアクションというのはどうなっとるんかいうことを2点目と、もう一点、AEDを、設置を各小学校にことしはかなり入れましたということを私、思っとるんですけど、これを使うか使わんかいうたら、使わん方がいいのはわかっとるんですけど、そこらの効果。それから、これは電池切れ等とか新聞にも出とる。その辺はどう把握されとるんかいう、その3点をお聞きします。

○青原委員長 答弁を求めます。

溝下文化スポーツ振興室長。

○溝下文化スポーツ振興室長 1点目の図書館のネットワークの整備でございますけども、昨20年度と21年度を繰り越しにして、今年度もシステムの保守更新業務の委託料については今年度行っておるわけですけども、それぞれの6館には、そ

れぞれ業務用パソコンなり、検索端末システムとか、ベースのソフトを入れて、利用者の方にいつでも検索できるようなシステムが図書館のほうには整備をしております。

この成果が上がったかという、効果でありますけども、まだ、その数字で入館者がふえたとか、そういう部分についてはまだ数字を拾っておりませんけども、利用される方については、非常に喜んでいただいとるように理解をしております。以上でございます。

○青原委員長 大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長 成果の205ページの資料収集調査事業のことでお尋ねをいただいたというふうに思います。

市内の民俗資料の調査、平成20年度は高宮町と向原町を中心に調査を実施しました。高宮町においては1189点、向原町においては894点、20年度においてはこの2町でございます、21年度は甲田町、吉田町、八千代町、今年度計画をしてるところでございます。これは、すべての調査を終えて、一つには旧甲田支所を中心に、また、今回事業団で購入していただきました中電跡地の1階部分をこの展示場所にとというふうに考えておるところでございます、全体の把握が終わった時点で甲田町、甲田支所あるいは中電の2階の全体構想を立てて展示をしてまいりたい、あるいは保存をしてまいりたいと考えております。以上です。

○青原委員長 溝下文化スポーツ振興室長。

○溝下文化スポーツ振興室長 先ほどの金行委員さんの3点目の質問でございますけども、AEDについてのご質問でございますが、金行議員さんのほうからもありましたように、小学校の使用は現在ありません。聞いておりません。電池切れでございますけども、これも使用4カ年で取りかえるように準備をしておるところでございます。

○青原委員長 金行委員。

○金行委員 AEDは使わんほうがいいですよ、使わん方が。電池切れを4カ年ということですので、それはいざ使おう思うときに使えんこっちゃいけんけ、その辺の点検はやっていかないけん。

それと一点、聞きたかったのを落としておってごめんなさい。インターホン設置事業が1,100万ほどの、ときにつけると思うんです。この分はもう全部工事が済んだのですか。その点をお聞きして終わります。

○青原委員長 森川教育総務課長。

○森川教育総務課長 お尋ねをいただきました小・中学校のインターホンの設置につきましては、すべて終了をしております。

○青原委員長 前川委員。

○前川委員 主要施策の208ページですが、208ページです。スポーツ振興団体育成事業の団体名のいきいきクラブたかみや、これは新しい事業だと思いますが、これ、子どもから高齢者までのスポーツ活動の実施、この中身、具体的にまだまだ詳しく、ちょっと説明していただければと思います。

○青原委員長 溝下文化スポーツ振興室長。

○溝下文化スポーツ振興室長 先ほどのご質問ですけれども、いきいきクラブたかみやでございますけれども、これ、地域総合型スポーツクラブを、国が推奨しておるわけですが、この事業で高宮町のほうで設立をされたものでございます。設立は20年6月29日でございます。委員さん、先ほども話をされましたように、子どもから高齢者まで、いつでも、どこでも、だれでもがスポーツに親しめる、健康を増進していこうということで設立をされております。さまざまな教室をされております。身近な教室、定期的な教室は7教室をされておりますけれども、バレーとか剣道とか卓球を含めた定期的な活動、教室、並びに不定期な教室もぴんぴんいきいき体操教室とかノビノビ親子体操とか、そういう、だれでもが生涯スポーツとして活動できる教室をされておるところでございます。活動内容、ちょっと大ざっぱであれなんですけど、以上でございます。

○青原委員長 ほかに。亀岡委員。

○亀岡委員 この主要施策の関係で195ページ、これは、幼稚園の運営に要する経費ということの中で上げておられますが、安芸高田市としての就学前教育の基準、括弧して施設設備、教育内容等について研究する必要があるというふうにここに上げてあります。この課題は、具体的には基準に達していないことがあって、そこらについてを基準に達するようにせないけんのではないかということになるのか、この、研究する必要があるというところが、いま一つわかりにくいんですが、これについて説明をいただきたいと思います。

○青原委員長 大下学校教育推進室長。

○大下学校教育推進室長 安芸高田市の就学前教育につきましては、特に教育委員会、平成20年度は学校教育担当課のところで、教育内容面について、就学前教育の充実ということをおねらいに研究をしてまいりました。と申しますのは、小学校への就学前教育として、小学校への円滑な接続ということで、教育内容等、授業研究を通して、あるいは保育内容を通して、実際に保育所、幼稚園、そして小学校のそれぞれの教職員が一堂に会しまして、それぞれの教育内容、活動を通しての研究でございます。そういったことの、今後も、継続課題として行っていかななくてはならないという就学前教育の教育的な質の向上といいますか統一といいますか、そういったところを研究をしていかなければいけないという思いで書かせていただきましたが、もうご承知いただいておりますけれども、幼保一元化検討委員会というものが、所管課は政策企画のほうで所管をしておりますけど、本日第1回目の会議が開かれるということで、そちらのほうの方向性も踏まえながら、また、教育委員会で担うべきところを担いまして研究をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 ということになりますと、この対象者は主に保護者、関係する皆さん、そうですけれども、保護者が中心になる、中心にいうのは言い方がおかしいですけど、そこらあたりはどうなんですか。

○青原委員長 大下学校教育推進室長。

○大下学校教育推進室長 ここに記述をさせていただきました思いといたしましては、指導者がというつもりでございます。指導する側の者が、保育や教育を担う者が、就学前教育というものを一体どうするべきなのかということの研究をしていくというつもりで書かせていただきました。

○青原委員長 ほかに。先川委員。

○先川委員 2点ぐらい、ちょっと質問します。

先般、一般質問で、教育長さんが、2学期制と3学期制について、いわゆる、学校長の責任で、判断で行っているという答弁がありました。教育のことですから、お金のことをとやかく言うつもりはありませんけれど、しかし、1円でも節減できる話ならと思ってちょっとお尋ねしました。2学期制と3学期制で、人件費も含めて、あるいは教育も含めて、今、ある面で校長さんに任せるといいながらも、やはり両方見比べていらっしゃると思うんですね、どちらがいいかと。本来こんな大事な話じゃったら、教育委員会のほうがずばっとどっち、言うほうが、保護者のほうから見ればはっきりするという意見も聞いとります。

その中で、やはり校長さんの、校長さんいっても転勤はつきもんですから、学校長さんの意思に基づいて2学期にするか3学期にするかと、こういう話の中で、今、併用ということですが、どちらのほうが経費的に、安く上がるかというたらちょっと語弊がありますが、あるいは、職員の先生方のほうも、どっちがスムーズにいくんかというのをひとつお尋ねしたい。

もう一点は、民俗資料館、さっき民俗資料のお話がありましたが、調査して整理するというのを継続してやるというお話ですが、展示、公開するとなると、かなり場所が要ると思うんですね。こんなことを言ったら失礼なのかもわかりませんが、みのが10点あれば、果たして10も要るんかなと。記録を残して、二、三の展示でいいんじゃないか。これは極端な話ですが。確かに全部展示するとなるとかなりのスペースが要るんじゃないかと、こういう気がいたしますが、その辺のご判断はいかがかとお尋ねしたい。

最後、もう一点。少年自然の家についてお尋ねしたいんですが、その前に、非常に、この主要施策の成果に関する説明書の中で、成果及び今後の課題で、成果、課題、白印と黒印と、非常にわかりやすい資料をつくっていただき、非常に助かっています。それを一番最初に言えばよかった、非常によく整理されていると思うんですが、その中の198ページの一番下の黒印のところで、いわゆる下期については、利用施設が極端に少ないと。こういうことが書いてあるわけですが、これはもう、県がこれまで人材も金も長年つぎ込んできてよくならなかったのを、いう中で、市が受け継いだ以上は、ある程度、同じことをやるんだったらわかっと思ったほうがいいですね。今後、やはり同じ二の舞をしてはいけないわけですから、この辺が、単に効果的な運営体制を整える必要があ

るとかというようなことで済むんであろうかという気がいたします。一步踏み込んで、こんなことは初めからわかってることだというふうにお考えならば、具体的に、少ないところは、今はサッカーとかそういうこと、サッカー教室とか、そういうことが書いてありますけれど、さらにどういうお考えなのか、3点お尋ねしたい。

○青原委員長 先川委員、最初、1番目の質問については、ちょっと趣旨が違うように思うんですが、ご了解いただけますか。

○先川委員 決算ですから、いわゆる金額のことを思ってやってたわけですが、それが趣旨が違っておっしゃれば、それは結構です。

○青原委員長 ちょっと、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前14時14分 休憩

午前14時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長 再開いたします。

2件目からの質疑に対して答弁を求めます。

○大野生涯学習課長 委員長。

○青原委員長 大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長 市内の民俗資料の調査のご質問を賜りました。そうはいつでも、先人の皆さんが大切に保存をして現在までできていただきました。合わせて5,000点ぐらいの、6町合わせれば民俗資料があろうかというふうに思います。これは、そうはいつでも、たくさんの民俗資料が残っているというのは市民の誇りでもございます。したがって、この保管、展示につきましては、基本的には中国電力の1階で展示をして見ていただく。保管につきましては旧甲田支所を考えております。確かに、同じ、例えばすきでしたら、すきが何本もある。議員おっしゃいましたように箕もたくさんある。かといっても、それぞれの地域性もございます。したがって、この処分につきましては、慎重に文化財保護審議会等とも協議を重ねながら、処分については考えていきたいと。基本的には、非常に先人の皆さんが大事に保管をされ、現在まで守っていただいたものがありますので、基本的には保管と展示という方法で考えていきたいというふうに考えております。

○青原委員長 小田生涯学習調整監。

○小田生涯学習調整監 議員さんにご質問をいただきました少年自然の家の10月から3月にかけての施設利用でございますが、去年は、企業の、中国からの来られた人の日本語の勉強とかいうんで、かなり冬場はあったんですけども、今はこういう社会情勢でありまして、なかなか企業の研修ということがありません。かなり、あっちこっち回らせてもらってるんですが、なかなかないのが現状です。学校も、この時期というのは、そういう、合宿とかいうのがありませんので、自然の家のほうで、例えば、いろんな、わらでものを編むとか、そういうのをちょっと企画をして、その利用者を

募る、そういうアイデアをちょっと出していく必要があるかと思いません。今、こういう現状でございます。

○青原委員長　　よろしいですか。

先川委員。

○先川委員　　まず、民俗資料の件なんです、今、保存されとるいうても、甲田のところで倉庫がわりに保存されてる。適正な保存かどうかというのが、疑問がありますよね。しかし、ものはやっぱり朽ちるわけですから、写真なり、そういう、もちろん、そういうものがちゃんとして保存ということになると思いますが、やはり、ものは朽ちるわけですし、展示場所もかなり要るわけでございますので、現状と、今の現状と、果たして、全部展示できるんなら、それはそれで結構でございますが、どうも展示できないからどっかの倉庫に収納してるということですから、ちょっと今の、今後、やはりその辺は審議会等へお諮りいただいて、やはり、大事なもののいうのはよくわかります。それは当然、大事なもんでございますが、その辺も兼ね合いがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一つの少年自然の家の件でございますが、今、ありませんと、そういうことでございますが、ありませんで済むんなら、そりゃあ仕方ありませんけれど、私が言っとるのは、なお一層の、その辺のお考えはどうかと言ってるわけで、その辺もまじめに回答していただきたいと思ひます。

○青原委員長　　答弁がありますか。

田丸教育次長。

○田丸教育次長　　まず、民俗資料の関係でございますが、担当の課長も申し上げましたように、旧6町の民俗資料をそれぞれの各町で非常に古い時代から収集をしていただいとります。そういった意味では、これらの資料を一同に展示をするいうても、体育館以上のものが実は必要になってくるということでございます。

一方で、実は、すきならすきをずっと並べていくっていうのも、また芸のない話でございます、例えば、すきという例をとれば、やはり、その地域の特性であったり、または、時代の変化の中でどういうふうにより機能が発達していったかとか、そういったような展示の仕方を今からしていく必要があるんだろうなと。したがって、基本的には、甲田支所の裏に車庫がございますけども、そこの1階を囲いまして、いわゆる野外で使用されてるような民俗資料につきましてはそこに収集を、そして、議場を含めた2階の部分について、いわゆる屋内で活用したものの、または文書等については、大切にそこで収蔵していくと。その収蔵をされたものを、いわゆる中電の事務所の1階の展示場で、いわゆる、テーマを持って、それらを展示をしていくというふうな活用をしてまいりたいというふうにご考慮とておられます。

次に、自然の家でございます。これにつきましては、冬期が非常に利

用が少ないということで、担当の調整監も申し上げましたとおり、特に、今年度、予約が入っておりません。そうしたことの中で、実は、小田調整監は他の業務を兼務をしておりましたけども、8月からは少年自然の家のいわゆる営業を中心的にやっていただきたいということで、県内の小・中学校、高等学校等を含めて、いわゆる営業に精力的に行かせている状況でございます。

ただ、小・中学校の、いわゆるこうした社会教育施設を使つての研修つていうのは、大体7月から10月くらいまでが中心で、それ以降はなかなかやはり利用がないというのが実態でございますので、そういった意味では、今からの活用の方法とすれば、いわゆる、旅行者等も考えられるんじゃないかということをおっしゃる方もいらっしゃいますけども、あの施設そのものが、言ってしまうと大人を対象にしたような宿泊施設の構造になっておりませんので、そういった意味では、ここは、極めて限られた、やはり、余り効果のないことだというふうに判断しておりますので、例えばの話であります、サッカーの、いわゆるユースを中心にしたサッカーのいわゆる合宿であったり、ハンドボールの合宿であったり、そういうふうなところを含めて利用を促進をしていくと。幸い、市内にはそういった強豪のクラブもございますし、また、そういった施設もある程度整備がされておりますので、そういったところで、やはり利用につなげていくという方策を今後検討していくべきなんだろうというふうに考えております。以上であります。

○青原委員長 よろしいですか。

ほかに、亀岡委員。

○亀岡委員 これは、203ページですね。201ページからいきますが、国際交流に関する経費ということの中で、3ページに移りまして、中学生市民の派遣や訪問団の受け入れについて、職員の事務量も多く、業務の一部を委託することなどにより、事務の効率化を図る必要があると。これ、非常に具体的な、このようにしてほしいということであろうと思うんですが、現場にとっては大変切実な問題のように受けとめるわけですね。これについて、この年度に入って、どのように対応されておるかはわかりませんが、これについてはどのようになるのか。これは教育委員会の問題点としてではおりますが、これについてはどのように対応されるのでしょうか。お願いします。

○青原委員長 大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長 203ページの国際交流における経費の中の、国際交流事業についてのご質問ですが、前段で申し上げますが、今年度につきましては、インフルエンザの関係で中止をしております。それを申し添え、ニュージーランドとシンガポールの2国との交流ということで、もちろん、派遣もそうですけれども、また、シンガポールからの、来ていただく訪問団の受け入れ、それらをやっていくという中において非常に時間を要して、これが定着するまでかなりの事務量を要するというものでありまして、

その業務の一部を、例えば、安芸高田市国際交流協会を設立をされてお
りまして、すべてをとということではございませんで、そういったところ
に、例えば、交流のときにパーソナリティーを務めていただくとか、そ
ういったところを委託をして、効率化を図っていききたいなという思いで、
課題として記述をしたということでございます。

○青原委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 関係の、いわゆる陣容を充実してほしいということだと思いますので、
これについては、市のほうではどのようにお考えでしょうかということ
をお尋ねしたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。
大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長 とりわけ……。

○青原委員長 これは教育長か。

〔「教育委員会のことですが、まあ、教育長のほうももちろんです
けども、そのあたりの説明を」との声あり〕

佐藤教育長。

○佐藤教育長 ただいまの質問でございますけれども、国際交流ということになります
と、意思の疎通を図るということに多大な時間を要するということと、そ
れから、こちらにおいでになったときに、宿泊を、ほとんど、個人の家
に宿泊をするわけでございますけれども、それをなかなか受けていただ
くのが、家庭的にかなり年配になっておられるというようなことがござ
いまして、難しいということがございます。

それで、先ほど、事務量が多い中で、業務の一部を国際交流協会、安
芸高田の国際交流協会の方と、これも、かなり設立して時間が経過して
まいりました。メンバーもかなり多くなってまいりましたので、その
方々の協力を得ながら、歓迎パーティー等はそういうところが中心にな
って企画をしていただいたり、それから、民泊の、どのうちに民泊を
していただくかというようなことにつきましては、その方の力もかりな
がら探していただいて民泊をするというような方法。シンガポール等は、
去年は50名ぐらいいたんですよ。それで、どうするかということで、民
泊いいまでも、なかなか難しいということで、少年自然の家も活用しな
がらやったわけですが、歓迎会も国際交流協会の人にかかなりお手伝いを
いただきました。今後とも、職員の増ということは全体的に少なくなっ
ておる中で、そういうところへ向けて委託をして、事務事業の効率化を
図ってまいりたいと、このように思っておるところであります。主要な
部分はどうしても、極端に言うたら国と国というような状況にもなるこ
ともありますので、それは教育委員会のほうが責任を持って対応させて
もらわないけんだらうと、このように思っておるところであります。以
上であります。

○青原委員長 浜田市長。

○浜田市長 ただいま教育長が申しましたけど、ちょっと今、少し、ちょっと、若

干考えている方向性もありますので、ちょっと述べてみたいと思います。

国際交流、今までの交流は大事なことですけど、さらなる検証していかないけんと思ってます。と申しますのは、先ほどの一般質問等、議員でおっしゃった方もありましたけど、今後、安芸高田市を支えていく人材確保という意味で、非常にこのこういう人材プラスの、ポルトガルとかブラジルとか、それから韓国とか、タイとか、こういう国との関係というのが、非常に今度は安芸高田市を支える意味で大事になってきますので、こういう要素を練り込んだ内容の充実していきたいと。もう一遍、教育委員会と連携とってから、原点に戻って、どうあるべきかというのは少し検討していきたいと思っております。今までやっとなるからいいじゃないかとか、こういう交流でというのを踏まえながら、反省もしながら、これからあるべき姿を少し検討してまいりたいと思っております。

それから、先般もちょっと国際交流会っていう話したんですけど、県のほうもちょっと変わってきてます。いわゆる、アメリカとかフランスとか欧米の国から今、この県も、広島県を助ける分の、例えば、中国とか韓国とかブラジルも対応をよくせないけんという、県の国際交流課も変わってきてますので、安芸高田市も、ちょっと、昔のままじゃなしに、これを大事にしながら次のステップへまた考えていきたいと、かように思っています。それで、具体的な方向性出ましたら、また、皆さん方のほうにお示しをしたいと、かように思ってますのでご理解を賜りたいと思います。

ちょっと、世の中ちょっと変わってきとるということなんで、非常にこの安芸高田市、工業団地を見ても、将来の担い手はどうなるんだろうとか、福祉を考えても、ヘルパーさんおるんじゃないだろうか、介護士さんおるんじゃないだろうかというように、いわゆる、今までの違うた連携が必要になってくるんで、こういう検討の時期に入ってくるんじゃないかと、かように思っております。

○青原委員長 ほかに質疑はありませんか。

どうぞ。亀岡委員。

○亀岡委員 207ページですね。これは、保健体育施設の運営等に関するところですが、207ページの、これも今後の課題ですね、施設の配置、利用率を、老朽化等、各施設の機能を総合的に検討し、改修、廃止、使用目的の変更等進める必要があると、ここに示しておられるわけですが、この内容をいまいし詳しく説明いただきたいと思います。

○青原委員長 答弁を求めます。

○大野生涯学習課長 委員長。

○青原委員長 大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長 207ページの社会体育施設の維持管理費、それから、前段にあります体育施設の運営等に関する経費の中からのご質問に思います。

昨年から、スポーツ振興会議を立ち上げまして、スポーツ振興会議の

中で、安芸高田市の社会体育施設の維持管理のあり方について答申をいただくようにいたしております。その中で、例えばプールであったり、社会体育施設であったり、老朽化したものもございます。安芸高田市全体として社会体育施設がどうあるべきか、このスポーツ振興会議の中で議論を積み重ねてきておまして、総合的に検討をして、一定の方向性を出していきたいと。具体的には、改修、廃止、使用目的の変更等で統一化を図ってまいりたいということで記述をさせていただきました。以上でございます。

○青原委員長

亀岡委員。

○亀岡委員

207ページの上段のところによってあります施設の中で、例えば、廃止ということになると施設が減るわけですね。そういうやり方が、もうせないけんという認識を持っておられるのですか。そこらの、どういうことで、だからそうなるんだというのを聞かせていただきたいと思えます。

○大野生涯学習課長

委員長。

○青原委員長

大野生涯学習課長。

○大野生涯学習課長

207ページの2に記述をしておりますように、グラウンド、体育館、プール等もございます。また、指定管理をしておる施設もあるわけですが、スポーツ振興施設の中の直営で運営をしておりますグラウンド、体育館、プール、とりわけプールについては、各町たくさんありますけれども、このスポーツ振興会議で議論をいただいておりますのは、できれば各町1つのプールでということで考えていきたいというところまでございまして、これは廃止を含めて検討をさせていただくということで、この課題のところこのようにまとめたところでございます。

○青原委員長

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○青原委員長

少し時間早いんですが、再開をいたします。

認定第1号、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、日程を繰り上げまして、議会事務局所管の審査を議題といたします。局長から決算の概要について説明を求めます。

益田議会事務局長。

○益田事務局長

連日ご苦労さまでございます。それでは、議会費の決算概要について、

決算書によりご説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、決算書のページ61、62をお願いいたします。

61、62は雑入でございます。款項目節、款は諸収入で、項目節、雑入でございます。備考欄の最後に、議会関係の雑入3万410円が掲載されております。これは議会広報紙の広告料とコピー代でございます。

次に、歳出でございますが、67、68ページをお願いいたします。

款項目、議会費でございます。予算現額は1億9,799万円でございます。不用額は480万9,240円でございます。この支出に関するものは議会の活動及び運営に関する経費で、議員の人件費、4月から11月までが22名の半月分、12月から3月までが20名の4カ月分と、一般職員人件費6名、それから、議会運営費が主なものでございます。議会運営費につきましては、9の節の旅費から19の節の負担金補助及び交付金でございます。これの主なものでございますが、旅費につきましては、費用弁償460万616円が主なものでございます。

公債費は49件でございます。需用費289万8,349円の支出のうち、印刷製本費、広報紙の議会だよりが主なもので、174万7,556円の支出でございます。

委託料は、会議録の委託でございます。

14の使用料及び賃借料は、自動車と事務機器の借り上げでございます。

19の負担金補助及び交付金435万7,746円のうち、主なものは政務調査費で357万6,246円の支出でございます。これは、5つの会派に交付をいたしております。

以上で議会費の主な説明を終わらせていただきます。なお、議会及び委員会の動きにつきましては、主要施策の成果に関する説明書の9ページから12ページに活動内容等をまとめて掲載いたしておりますのでごらんをいただきたいと思っております。

今後も議会事務局の職員としての研さんに努めてまいりたいと考えております。以上で概要説明を終わらせていただきます。

○青原委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもって平成20年度安芸高田市一般会計決算及び各特別会計決算並びに水道事業決算の認定について、計14件に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時53分 休憩

午後 2時54分 再開

~~~~~○~~~~~

- 青原委員長 再開をいたします。
これより討論、採決に入ります。
まず、認定第1号、平成20年度安芸高田市一般会計決算の認定についてに対する討論を行います。
まず、本件に対する反対討論の発言を許します。
- 亀岡委員 委員長。
○青原委員長 亀岡委員。
○亀岡委員 立ってやるんですか。
○青原委員長 立ってやってください。
○亀岡委員 一般会計の決算認定につきましては、私は承知いただきますように、政策企画関係のところで葬斎場予算が20年度も計上され、今日までその推進が行われてきておるわけですが、もとより、これにつきましては地元地域との合意の成立がなっておりませんので、具体的な事業の実施ということにはなっておりませんが、強力に推進していくという方向性の中で進めてこられましたので、これに関係をして、認定に反対の意思を示したいと存じます。
ご承知のように、さきに、第2次、本市における行政改革推進大綱の説明がございました。その中身の柱が幾つかありますが、特に、民間でできることは民間に任せると。これは、本市に限らず、今日、地方財政が非常に困難な状況下において、まさに全国的に自治体行政の中で主要な方向性として打ち出されておる問題であります。
この行政改革、あるいは、伴う財政健全化等の中で言われておりますところの、いわゆる財政運用というんですか、そういう面から考えましても、この葬儀場建設問題というのは全く道理を外れておる。同時に、これについては、主張はいろいろありますが、市政問題として民意の反映がなされておりません。こういったことをもちまして、この決算認定には反対の意を表明するものであります。以上です。
- 青原委員長 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論ありませんか。
〔賛成討論なし〕
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
続いて、認定第1号を起立により採決をいたします。
本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
起立多数であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。
ここで、審査の都合上、お手元に配付しております追加日程のとおり日程を追加したいというふうに思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認めます。

続いて、認定第2号、平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第2号を起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第3号、平成20年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論ありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第3号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これより、認定第4号、平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第4号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これより、認定第5号、平成20年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第5号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第6号、平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第6号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これより、認定第7号、平成20年度安芸高田市公共下水道事業特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第7号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

これより、認定第8号、平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第8号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第8号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第9号、平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第9号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第9号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これより、認定第10号、平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。
反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第10号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第10号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第11号、平成20年度安芸高田市コミュニティプラント整備事業特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第11号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第11号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第12号、平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会計決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。
賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第12号を起立により採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第12号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第13号、平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計

決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定13号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第13号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第14号、平成20年度安芸高田市水道事業決算の認定についてに対する討論を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

続いて、認定第14号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。よって、認定第14号は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本決算審査特別委員会に付託されました認定第1号から認定第14号までの14件についての審査はすべて終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成については、私にご一任願いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、そのように取り計らいをいたします。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後3時10分 閉会